

衆議院 厚生委員会 議録 第三十九号

(八四九)

昭和二十六年六月二日(土曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長

松永 佛骨君

理事青柳 一郎君
理事宣 理事金子與重郎君

理事福田 昌子君

有田 二郎君

高橋 等君
中川 梅思君
山村新治郎君
堤 シルヨ君
松谷天光光君

大石 武一君

寺島隆太郎君
堀川 恭平君
岡 良一君

今野 武雄君

厚生大臣 保利 茂君

出席國務大臣

臨時代理

厚生政務次官 平澤 長吉君

厚生事務官 久下 勝次君

厚生事務官 麗松 一郎君

厚生事務官 安田 嶽君

厚生技官 東 龍太郎君

委員外の出席者 議員 田中伊三次君
議員 土倉宗明君
参議院議員 中山壽彦君
厚生事務次官 宮崎太一君

参考人(参考人) 石原幹市郎君

衆議院法制局 参議院議員 谷口弥三郎君

青柳一郎君外十三名提出の医師法及

び医科医師法の一部を改正する法律案

を議題とし審査に入れます。まず提案

者より趣旨の説明を求めます。青柳一

君より

より

より

より

より

より

これらの者は長年外国において医業を経験を有するものであり、かつ終戦の結果としてやむを得ず長年辛苦の末築いた地盤を放棄し、内地に引揚げを命ぜられた者でありまして、引揚者としては經濟的に同情すべき立場にあります。それが長年辛苦の末築いた地盤を放棄し、内地に引揚げを命ぜられた者でありまして、引揚者として經濟的に同情すべき立場にあります。

または歯科医業に従事し十分な臨床的経験を有するものであります。しかし、また老齢者も少くないことでもありますので、これらの者のみ特例を認めないということはまことにお気の毒といふ見地からも、かような差別的取扱いは不合理なものといわざるを得ない

といわなければなりません。また、憲法で保障された「法の前の平等」という見地からも、かような差別的取扱いは不合理なものといわざるを得ない

あります。

この法案は、以上の理由によりまして前述の者に対し昭和三十年の末まで、外地または満洲国の引揚者と同様、選考または特例試験を受ける資格を與て下さい。その第1条を開いた次第であります。お同時にこの法律の制定に伴いまして関係法令の整理をいたしました。御質疑はありませんか。

○丸山委員 政府にお伺いしたいのは、大体この法律が通過いたしました場合に、これによつて救われるといふ該当者は数はどのくらいのお見込みでござりますか。その数をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○久下政府委員 非常に正確な数字がつかないで困つているのであります。が、私どもの推測をいたしましたところでは、中華民国の領事館關係がせいぜい二、三十名くらいではないかと思

います。それからマレー半島あるいはビルマ等の関係者がおつても五十人くらい、五十人以内と考えております。いろいろの問題について苦労しておつたのを考慮して、この外地から引揚げました氣の毒な医師あるいは歯科医師に對して、このようない法をつくつてあげるということはまことにけつこうなことであります。私も心から贅成して提案者の一人になつた次第であります。ひとつ政府にお尋ねいたしたことは、このよきな医師の方々のいわゆる医師としての技術知識、そういう面についての政府の御見解をお聞きしたいと思います。

○久下政府委員 たいへんむずかしいお尋ねでございまして、結局試験をいたした上で判断をするわけですが、すから、私どもとしてはあくまでもこの問題はただいま提案理由の御説明もございましたように、制度的にはわが國在來の医師、歯科医師の免許の内容とは若干違う点があるのではないかと、いうふうには考えておつたのであります。提案者の御説明にもございましたように、この人たちはいずれも外地で歯科医業に従事しておられた方々であります。お尋ねでございまして、私どもも適当な措置であると考えている次第であります。

○太石(武)委員 ただいまの御答弁であります。お尋ねでございまして、私どもも考えておりました一つの理由をいたしましたが、外國におきまして免許を取得した方々に対しましては、医師法、歯科医師法によりまして、予備試験の受験資格がすでに認められており、従つてわが國の医師、歯科医師となる道が開かれておつたのであります。そういう意味合いで免許状が下付されるのか。——医務局の場合は医師、歯科医師、薬剤師につきましては薬剤師についてこの点を伺つておきたいと思います。

○有田(二)委員 薬務局長もお越しになつておりますから、政府にお尋ねしたいのですが、二年ほど前私が厚生委員をしておりました當時にも申し上げたことですが、免許状の下付が非常に遅れるということで、医師の免許状、あるいは歯科医師、薬剤師の免許状をすみやかに下付されるような努力をするような方向にお願いもし、またさように努力されたようだとうのですが、現状では試験が通つて何日ぐらいで免

ります。それだけの特別な扱いをいたしましたが、私が國における医師または歯科医師の免許を受けられないことになつて申しますと、約七千名の受験者が非常に多くございまして、今年の春の例では、昨年の予備試験の受験資格を認めました方々の一部につきましては——理的なあるように考えられましたので、昨年の予備試験の受験資格を認めました方々の一部につきましては——

あります。それからマレー半島あるいはビルマ等の関係者がおつても五十人くらい、五十人以内と考えております。いろいろの問題について苦労しておつたのを考慮して、この外地から引揚げました氣の毒な医師あるいは歯科医師に對して、このようない法をつくつてあげるということはまことにけつこうなことであります。私も心から贅成して提案者の一人になつた次第であります。ひとつ政府にお尋ねいたしたことは、このよきな医師の方々のいわゆる医師としての技術知識、そういう面についての政府の御見解をお聞きたいと思います。

○久下政府委員 たいへんむずかしいお尋ねでございまして、結局試験をいたした上で判断をするわけですが、すから、私どもとしてはあくまでもこの問題はただいま提案理由の御説明もございましたように、制度的にはわが國在來の医師、歯科医師の免許の内容とは若干違う点があるのではないかと、いうふうには考えておつたのであります。提案者の御説明にもございましたように、この人たちはいずれも外地で歯科医業に従事しておられた方々であります。お尋ねでございまして、私どもも適当な措置であると考えている次第であります。

○太石(武)委員 ただいまの御答弁であります。お尋ねでございまして、私どもも考えておりました一つの理由をいたしましたが、外國におきまして免許を取得した方々に対しましては、医師法、歯科医師法によりまして、予備試験の受験資格がすでに認められており、従つてわが國の医師、歯科医師となる道が開かれておつたのであります。そういう意味合いで免許状が下付されるのか。——医務局の場合は医師、歯科医師、薬剤師につきましては薬剤師についてこの点を伺つておきたいと思います。

○鷹松政府委員 薬剤師につきましては、御存じの通り国家試験がやられておるのでございますが、薬剤師の国家試験は、学習試験と実地試験と二つございまして、学習試験に通りました者

しようか。

○久下政府委員 それは二回だけ受けられるのでございます。

○福田(昌)委員 私の知合いで朝鮮から引揚げた医者であります。特例試験を実は残念ながら二回受けて失敗したのであります。そういう非常に氣の毒な境遇にある方々がおられるのが、そういう方々を救う道をお考えになつておりますか。

○久下政府委員 特例試験を受けまして、二回とも落ちた方々につきましては、先ほどお話をありました予備試験の受験資格を認めております。道は開かれているわけでございます。

○福田(昌)委員 二年ほど前に私がお伺いいたしましたときには、もうやむを得ないといふうござつた場合には、もうやむを得ないと思ひます。久下次長からのお話でありますと、二回受けて落ちた方々には、予備試験を受ける道を開こうといふことになつてゐるのです。

○福田(昌)委員 予備試験の問題です

が、この予備試験は一体何回受けられるのですか。

○久下政府委員 昨年の八月二十四日、法律第二百四十六号によつて出でるのでござりますが、やはり但書がついておりまして、「但し二回を超えて受験することができない」というようになります。

○福田(昌)委員 私どもはこういう受験資格に何回という制限をおつけになつることを残念に思います。頭のよい人は一回でも通りましよし、頭の悪い人は何回受けても通らない、また頭が悪くなくても受験下手手といふものがありますと、なが／＼通りにくい人があつて、なが／＼通りにくいい人があります。

るのであります。そういう人のためになつて、私はこういう特例試験または予備試験にこういう回数の制限をおつくります。

ことに民主主義の時代において、こういう受験資格に回数制限をなさるということは残念に思ひます。

ら、どうか厚生当局におかれまして、この点英断をもつて回数の制限を廃止していただきようお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、外地におられましたお医者さんのために、こ

ういう法律ができたということは、まことに同慶にたえないところでござります。

私たちも終戦以来外地引揚げの医者さんからいろいろ苦衷を訴えられまして、こういう法律が一日も早

くできることを急願しておつたのであります。

お医者さんからいろいろ苦衷を訴えられまして、こういう法律が一日も早くできることを急願しておつたのであります。

これが、しかしついいま私が申し上げましたように、せつかくここまでで

きておりながら、なおかつこのせつかくの親心に非常な冷たいものを残しておるということは残念にたえないところであります。従つて、どうかそういう意味におきまして、私は受験の回数

を制限することを撤回していただきたいことを希望するものであります。

○今野委員 政府委員にお伺いしたい

のですけれども、この特例試験で今まで何バーセントくらい救われているのですか。つまり受験者の選考または受

験を願い出た者の何バーセントくらいが医者の資格を得ているか、それをちよつとお聞かせ願いたい。

○久下政府委員 たいへん申証ないのであります。今医師関係の方を持つて参つております。歯科医師の数字がござりますから、御参考までに申し

上げます。特例試験によりまして、合計で申しますと、受験者百八十八名

になるということは非常に残念に思ひます。ことに民主主義の時代において、こういう受験資格に回数制限をなさるということは残念に思ひます。

ら、本案についての質疑を終局するに

御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松永委員長 御異議なしと認め、本

案の質疑は終局いたしました。

次に本案の討論に入るのあります

が、本案の討論に関しましては、別に通告もございませんので、これを省略

し、ただちに採決に入るに御異議ございませんか。

〔総員起立〕

○松永委員長 御異議なしと認め、本

案の討論は省略し、これより医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

を表決に付します。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

○松永委員長 起立総員。よつて本案

は原案の通り可決いたされました。

○松永委員長 なお議長に提出する報告書の作成に

關しましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますから、御了承願います。

○九山委員 前回質疑を申し上げまし

くなつて来るものであります。つまり何らの惡意がなくて、しかも自分の財産の一部分であるそのものを、同條の

3によりまして、三十日以内に売ることになります。その処分の内容につきましては、先般お伺いしたところにおい

て、それがなかつた場合には、当該職員の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者は、指定が効力を失つた

日から三十日以内に、その所有する覚せい剤を覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者であるも

のに譲り渡さなければならぬといふことがきまつておるのであります。

ところが譲り渡す方の義務規定がございまして、これを買ひ受けける方の側の

製造業者あるいは施用機関あるいは研究者の方に、買ひ受けなければならぬ義務規定は何もきまつておりません。

いまして、これを買ひ受けける方の側の

場合においては、そのものの処分は非常に困難を感じるのであります。こと

にこの法律におきまして、販売業者といふものが認められておりません。現

在の販売業者、つまり薬を売つておられる、いろ／＼な資格を持つておられ

る方々の現在の手持数量も相当あると

考へます。この條文の面にはつきり出

ておりますが、それを所有をすることを許されない業態なのでございます

るから、これも当然譲り渡さなければなりませんのだと考えておられます。しかし譲り渡す意思があり、いくら努力しても、買ひ人間がなかつた、それは何らの惡意もないであります。しかもその品物は自分が持つ権限を持つておつたものであります。しかしこの法律が新しくできたために、その権限がな

くなつて来るものであります。つまり何らの惡意がなくて、しかも自分の財

産の立会いを求めて、その当該職員の指

示を受け、当該覚醒剤を処分しなけれ

ばならない。その処分の内容につきま

上あります。特例試験によりまして、合

計で申しますと、受験者百八十八名

になるということは非常に残念に思ひ

ます。ことに民主主義の時代において、こういう受験資格に回数制限をなさるということは残念に思ひます。

ら、どうか厚生当局におかれまして、

この点英断をもつて回数の制限を廃止

していただきようお願いを申し上げま

す。いかがなつかつた場合には、当該職員

の開設者であつた者又は覚せい剤研究

者であつた者は、指定が効力を失つた

日から三十日以内に、その所有する覚せい剤を覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者であるも

案者から一応その点の御返事を願いたいのであります。

○中山参議院議員 ただいまの丸山委員からの御質問は、まことに適切な御質問であります。

まして、先般今枝部長からの答弁がありましたが、この機会に私から補足して申し上げておきたいと思います。指定を喪失した場合に、保有されておりました覚醒剤の処分につきましては、保有者に迷惑のかかりませんように処理いたしたいと存じております。しかしながら、万一保有者に損失の起つたような場合には、これを補償することができるように予算措置について、今後十二分に努力をいたしたいと存じておりますから、この点において御了承願いたいと存じます。

○丸山委員 ただいま提案者から、先般の法制局の御意見を訂正せられると解釈できる御答弁を承りまして、事実上害害がないのではないか、かように考へまして、この点に関して私は安心いたしたのでございます。ありがとうございます。

○今枝参議院法制局参考事 先般申し上げましたことが、あるいは多少言葉が適当でなかつたかと思ひますが、指定期間経過後は不法所持になるというふうには、実は考へていなかつたのでござります。それでただいま提案者の中山先生から御答弁のありましたことで、けつこうと存じております。

○有田(二)委員 参議院の法制局第一部長の意見としては、中山参議院議員

の今の御答弁でいい、かのように解釈をいたしていいのでありますか、もう一度お伺いいたします。

○今枝参議院法制局参考事 さようであ

るに、運営に対する御意見をわれ／＼聽取しましたのでありますが、今の提案者の説明によりまして、この法の運営に対する御意見をわれ／＼聽取しましたのでありますが、薬務局長としてのこれに対する御所見を承りたいと思ひます。

○慶松政府委員 薬務局といたしまし

ては、でき得る限りこの指定がなくなりました製造業者あるいは施用者ある

いは研究機関の持つておりました覚醒

剤の譲渡につきまして、まず十分なあ

つせん努力をいたしまして、なおかつ

これによりまして、この点の解決が

できませんものにつきましては、その

所持者に迷惑がかかりませんような措

置を講ずることに十分努力いたしたい

と存する次第でございます。

○有田(二)委員 国会において覚醒剤

のかような法案が出ておるということ

は、全國の薬局においては十分知られていませんものにつきましては、そ

の問題であります。この

法律化されると、今の丸山委員

○松永委員長 それでは速記を始めてください。

他に本案についての御質疑はありますか。——他に本案についての御質疑もないようですが、本案についての質疑を終了するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なければ、本案の質疑は終了したものと認めます。金子委員。

次に本案の討論に入ります。金子委員。

○金子委員 現在一部社会におきまし

て、この覚醒剤のために非常な弊害を

もたらしておることは、天下周知の事

実であります。そのためこの覚醒

剤に対して取締りの法律をつくろうと

つせん努力をいたしまして、なつかつ

これによりまして、この点の解決が

できませんものにつきましては、その

所持者に迷惑がかかりませんような措

置を講ずることに十分努力いたしたい

と存する次第でございます。

○有田(二)委員 国会において覚醒剤

のかのような法案が出ておるということ

は、全國の薬局においては十分知られていませんものにつきましては、そ

の問題であります。この

法律化されると、今の丸山委員

めにつくりまして、この法律の施行にあたりましては、常にこの影響といら、どうぐつでもつて踏み込んで来て、女人たちをシミーズ一枚でもつて三時間ないし四時間もそこへ立たせられます。

○松永委員長 お医者さんは二人おつたのであります。そのお医者さんのところに

麻薬が、しかも古いのがごくわずか

つた。泰山鳴動ねづみ一匹、そのねづ

みも犯罪的なねづみではなかつた。こ

ういう実例があるのあります。こ

ういう取締りの行き過ぎというよ

うことが、最近の警察などの行き方から

見て、非常に多くなつてゐる。そ

うこともからんで、こういう法律が悪

いとめられるかどうか、これが禁止が出

たといふ名目だけになりはしないか、

こういうことを非常に恐れるのであり

ます。遠い例をあげますと、アメリカ

で禁酒法ができた、そのときに、やは

りかえつていろいろ／＼な犯罪がそれに伴

つて起つて來ておるというような実例

もあるわけであります。ヒロボンなど

の場合には、特にこれが酒と違つて、

犯罪的に使われておる場合が非常に多

いのです。従つてそれがやはり地下に

もぐつた場合には、さらに大きな弊害

がある例を私自身知つております。それが恐れるものであります。そればかりではございません。麻薬取締りや何かの場合においても、非常な行き過ぎがあることを恐れるものであります。それがからもし出されはしないか、どういうことが、一番の問題になつて来るのだと思います。従つてこの法律によつて、いろいろ／＼な弊害が起つておるところを恐れるがゆえに、私は反対しなければならないのでござります。

○松永委員長 福田君。

覚醒剤の濫用によつて、いろいろ／＼な弊害が起つておるところを恐れるがゆえに、私は反対しなければならないのでござります。

○福田(昌)委員 覚醒剤の濫用によつて、いろいろ／＼な弊害が起つておるところを恐れるがゆえに、私は反対しなければならないのでござります。

は、医療の向上のため多くの施策がとられ、相当見るべきものがあつたのでござりますが、明治以来懸案とされておりました医薬制度につきましては、いまだその解決を見るに至つていなかつたのでござります。一昨年アメリカ薬剤師協会使節団が来朝いたされ、関係者に対し医薬制度の合理化について勧告が行われ、その後医師、歯科医師及び薬剤師の三団体からなります三志会におきまして、進んで医師、歯科医師及び薬剤師のおの／＼の専門分野におきまして、相互に協力すべくいろいろ御協議が行われたのでござりますが、残念ながらこの協議によつてその結論を得ることができなかつたのでござります。

そこで政府は医師、歯科医師、薬剤師の三団体の代表者及び医療を受ける側の代表者及び学識経験者がからなりま

す臨時診療報酬調査会及び臨時医薬制度調査会を設けまして、診療報酬及び医療制度に関し諸問をいたしましたところ、両調査会は昨年八月から半年の長きにわたりまして審議の結果、それぞれ答申をいたされたのでございま

す。

政府は、右の答申に基きまして医師、歯科医師及び薬剤師についてその専門分野をおの／＼明確化いたし、それぞれの分野において国民医療の向上に寄與し、公共に奉仕するようにするとともに、一方国民のこれに対する理解あるいは関係施設の整備の実情を考慮いたしまして、その実施については、漸進的に行う方針のもとに、医師法、歯科医師法及び薬事法の一歩を改正することといたした次第であります。

次にその内容につきまして御説明申しあげますと、まず医師法及び歯科医師法につきましては、それ／＼その第二十二条及び第二十一条を改めまして、医師、歯科医師は治療上薬剤の投與が必要と認めたときは、処方箋を交付しなければならないことといたし、例外として、省令の定めるところにより処方箋を交付することができるようになつたことを、及び施行交付しなくともよいようにいたしました。

次に薬事法につきましては、その第二十二條を改め、薬剤師による調剤の原則に対し、例外として患者または現にその看護に当つている者が特にその医師または歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出された場合、並びに省令の定めるところにより、診療上特に必要があるとされる場合は歯科医師が自己の処方箋によりみだらか調剤することを認めたのであります。

なおこれらの場合における省令の制定及び改正については、学識経験者からなる審議会の意見を開いた上で行うこととしたのであります。

さらに第二十二条の改正に伴い、薬局における調剤は正当な事由がなければ、これを拒み得ないこと及び薬剤師は、医師、歯科医師または獣医師の処方箋によつて調剤すべきことを明らかにしたのであります。

以上法律案の内容について御説明申しあげますが、さきに申し上げましたように、これが実施につきましては、諸般の準備もありますので、本改正

規定は昭和三十年から実施することといたします次第であります。

は、処方箋の交付に關し、除外例を設けたこと、患者等が特に希望した場合は、処方箋を交付することができるようになつたことといたし、

期日を昭和三十年からとしたこととができるようになつたこと、及び施行

規定期間によりますと、以上のほ

かのいわゆる自由診療につきましては、制度的には何ら医療費を政府の立場におきまして統制すると申します

が現在よりふえるような心配はないが、また、あるいは医療費を低廉にして大臣より概略的な御答弁を承ります。そこで、あとは政府委員から詳しく御説明を伺いたいと存じます。

○保利國務大臣 医薬制度の問題で一番国民の関心の焦点になつております点は、要するに医療費がこれによつて著しく上るようないことはないかといふ、御質問の点にはほとんど集約されていることである、その点はまったく私ども感じておるわけでございます。が、この国民医療という重要な關係からいたしまして、現在のこの医療費に著しき変動を持ち來するといふことは、これはゆゆしき問題でございますから、今後いろいろの手続を経て定まって行くことでござりますけれども、現状とあまり変化のない医療費をねらつて諸般の準備を進めて参りたい、こういうふうに考えております。

○松永委員長 御異議なし」と認め、そ

のようになります。ただいま山下義信君を除く谷口君、石原君の両参考人の御意見を承りたいと存じますが、参考人として出席を求めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なし」と認め、そ

のようになります。ただいま山下義信君を除く谷口君、石原君の両参考人の御意見を承つて行きたいと存じます。通告順に

君に参考人として出席を求めるに御異議ありませんか。

○松永委員長 医薬制度の問題は、

国民医療の機会均等をはかる見地から、国民が医療についてかかる便利性を持ち、あるいは不便を持ち、あるいはまたその負担におきましてこれを考慮して、低廉質の医療を與えること

を目的として、私たちちは今回の改正につきまして事前審議をいたして参つた

ては、医療法によりましてその医療費のあります。そこでまずお伺いを申し上げたいのであります。以上のほ

かのいわゆる自由診療につきましては、医療費を政府の立場におきまして統制すると申します

が現在よりふえるような心配はないが、また、あるいは医療費を低廉にして大臣より概略的な御答弁を承ります。そこで、あとは政府委員から詳しく御説明を伺いたいと存じます。

○久下政府委員 薬業分業をやりますことにによる医療費への影響でございませんが、ただいま大綱は大臣から申し上げました通りでございます。

まず最初に申し上げておきたいと思

いますことは、現在の法制の建前から申しますと、私どもの責任におきまして医療費が決定できることは、社会保険の医療費でございます。次に

直接私どもが管理いたしております国立病院におきましても、これと同様の措置がとれるのでございますが、その

ことになるわけでございます。しかしながら、今回の参議院の修正もございましたので、医師が調剤をしなくな

る部分はそう広くない結果に相なるわけあります。だいたいのところ、それを数字的に申し上げる資料を持ち合せておらないのでござりますが、かりに今申し上げました一圓七十二銭という調剤手数料、これが全部医師の收入から減るということになります。医療費に対する割合から申しますと、一・六%ということになるのでござります。くどいようではありますが、政府の当初の案によりまして、さらにはまた参議院における修正案によりましても、ます／＼医師が調剤をしなくなる部分が少くなるので、その一・六%という率は相当大幅に低くなるものと見てさしつかえないと思ふのであります。かような筋合いでございまして、国民総療費に対しましての考え方から申し上げますと、どういう数字を申し上げてよいかわかりませんけれども、総療費の一・六%の何分の一かが医師の收入より減ずるという結果並びに社会保険の現状等を勘案いたしましたときには、総療費の面におきましては、できるだけ現状に合うようになっていただきたいなどと考えておられる次第であります。

○高橋(等)委員 医療費は現状と大差ないようあります。私も安心をいたしましたが、なほその点に十分なる御留意をお願いいたしておきます。さらに健康保険あるいは国民健康保険の経済に対しまして、この改正案が

実施せられます場合に、悪影響を及ぼすようなことがあるかないか、この点につきまして政府当局の御答弁をお願いいたしたいと思います。

○久下 政府委員 先ほど申し上げましたように、厚生省といたしまして直接関係をすることができる問題であり、同時にまた相当影響の大きい問題でありますのは、私から申し上げるまでなく、社会保険の診療報酬をいかにきめるかということになろうかと思ひます。御承知の通り臨時診療報酬調査会の答申によりまして、あの方針で医療費の再計算と申しますか、あるいは新医療費体系と申しますか、これの立て直しを考えて行きます場合においては、私どもとしては、当然まず第一に社会保険に対する影響といふものを考えて、数字を出して行かなければならぬものと思つておる次第であります。

これは先ほど原則的に申し上げました数字と同様に、この問題に大きな影響を與えるようでありましては、実現不可能になると考えておりますので、十分留意をいたす考えでおるのでございます。

○高橋(等)委員 次に修正案につきまして、参議院の方の御説明をお願いいたしたいであります。修正案の「第一條中第二十二条の改正規定を次のように改める。」その第二十二條に「医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投與する必要があると認める場合」となつておりますのを、特に「薬剤を調剤して投與する必要があると認める場合」というように改めます。

○高橋(等)委員 薬剤を調剤して投與する必要があると認める場合」というふうに考えておりますので、大した動機はないようになります。私がおもとに安心をいたしましたが、なほその点に十分なる御留意をお願いいたしておきます。

○高橋(等)委員 医療費は現状と大差ないようあります。私も安心をいたしましたが、なほその点に十分なる御留意をお願いいたしておきます。

○高橋(等)委員 政府委員にこの点を

の書き方は異なつておるのでございませんが、内容は同じものであるかどうかをさして「薬剤を調剤して投與する」というふうに改正をいたしたのか等につきまして、これは詳しく述べます。厚生省といたしまして直接関係をすることができる問題であり、同時にまた相当影響の大きい問題でありますのは、私から申し上げるまでなく、社会保険の診療報酬をいかにきめるかということになろうかと思ひます。御承知の通り臨時診療報酬調査会の答申によりまして、あの方針で医療費の再計算と申しますか、あるいは新医療費体系と申しますか、これの立て直しを考えて行きます場合においては、私どもとしては、当然まず第一に社会保険に対する影響といふものを考えて、数字を出して行かなければならぬものと思つておる次第であります。

これは先ほど原則的に申し上げました数字と同様に、この問題に大きな影響を與えるようあります。私がおもとに安心をいたしましたが、なほその点に十分なる御留意をお願いいたしておきます。

○高橋(等)委員 もう少しはつきり御説明願いたいのです。あとの方で言われたことは、大分はやけにわからないのですが、いわゆる秤量をする必要があると認められる場合は、薬剤を調剤して」というようなくらいにしてかえました次第であります。

○高橋(等)委員 それから次に前の文章では「診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認める場合」となつておりますのを、特に「薬剤を調剤して投與する必要があると認める場合」というふうに改めます。

○高橋(等)委員 たのは、二種以上のものを合せます。よろしくお聞き申上げます。

○高橋(等)委員 政府委員にこの点を

わち日本全体における薬局は市部に大
きましてはこの点困難であらうと存じ
ます。しかしこれにつきましては、薬
局の分布状況を全体として勘案いたし
まして、できるだけ僻遠の地にも薬局
を設置されますように指導並びに督励
をいたしたいと存ずる次第であります。

〇高橋(等)委員 この法案を実施することは、政府といたしましても、国民の医療上これがよろしいとして御提案になつたことだらうと思うのであります。そこで葬局の普及につきましても、また葬局の内容の改善といふ問題につきましても、ことにその内容の改善等においては、零細な業者が相当な負担をかけねばならない状況になつております。そこでこれららの葬局の普及整備について、今指導とか奨励と言わされました、何か金融その他の方針等をお考えになつておられるようなことがあります。そこでこれららの葬局の普及につきまして、今指導とか奨励と言わされたが、何か金融その他の方針等をお考えになつておられるようなことがあります。そこでこれららの葬局の普及整備について、今指導とか奨励と言わされたが、何か金融その他の方針等をお考えになつておられるようなことがあります。そこでこれららの葬局の普及整備について、今指導とか奨励と言わされたが、何か金融その他の方針等をお考えになつておられるようなことがあります。そこでこれららの葬局の普及整備について、今指導とか奨励と言わされたが、何か金融その他の方針等をお考えになつておられるようなことがあります。

るのであります。専門分野を明確にすらということは、はたしてどういう意味でございましようか、少し具体的にわかりやすく御説明を願いたいのであります。

○久下政府委員 私が申し上げるまでもなく、医師は医業に従事し、薬剤師は薬業に従事する、一口に申せばさぞうなことになるのであります、さらにくだりて申し上げますれば、医師、歯科医師は疾病または傷痍の診断、治療のことをつかさどるのが本来の意味であります。これに対しまして、明治初年以来薬剤師制度ができておりまして、薬品の製造、鑑定並びに調剤に関する仕事を本来の天職として生れたわけであります。その間もちろん調剤の面におきましては、参議院の修正にもござりますように、概念的な重複はございませんけれども、それ／＼の主たる任務といたしますところは、ただいま申し上げたところにあると思うのであります。私どもいたしましては、この本来の任務にそれ／＼の専門の方々が専心従事することによりまして、わが国民の福祉が増進せられるのではないかということを考えました次第であります。

○丸山委員 普通私どもが申しておりますあるいは法律面に現われておりまする医療という言葉がありますけれども、医療とはどういうことをさすのか、医療といふものの種類を少し御説明願いたいと考えます。どういうことを含んでおるか、私がこれをお伺いする理由は、医療といふものは薬品をもつて治療するものは、医療といふ概念に入るか、入らないとお考えになるか、それを伺いたいのであります。

○久下政府委員 薬品をもつて疾病をいたしましたことは、たは傷痍の治療をいたしましたと考へています。医療のうちに入ると考へております。
○丸山委員 さよういたしますると、自然薬品をもつて治療する権限があることを考へておりますが、間違つておりきりませんが、間違つておりきります。
○久下政府委員 医師の行います仕事の中に、薬品を使用することによつて、疾病傷痍の治療をするということが入つてゐる解釈いたします。
○丸山委員 そうしますと専門分野を明確化いたすということは、分業といふ意味ではない、当然医者といふものは、薬品をもつて治療する権限を持つてゐる、しかも薬品をもつて治療する場合においては、調剤といふものも伴わないという除外の例があつとも書いてございませんから、これは当然医師の権限の中にある仕事であると、こう解釈してよろしゆうございましようか。
○久下政府委員 私どもはただちにさような結論にはならないと思つてゐるのでござります。と申しますのは、漸次医学問が進歩発達して参りまして、その結果医業のはかに薬業というものが新たに生れて参つております。このことは医業のほかに歯科医業が独立して参りました例とともにあります。さうな考え方に基きまして、明治初年以來わが国にも薬剤師制度といふものが、薬剤師は先ほど申し上げましたとおり、あるうと思ひます。さような考え方に基きまして、明治初年以來わが国にも薬剤師制度といふものが、ような仕事に従事し、その仕事の重要な

な部分として調剤のことが定められております。そういう意味合におきまして、制度的にそういうものができております以上、それよりの大きな主たる任務に邁進をしていただこうが、それが国民全般の福祉のためによいであろう、そういう考え方に出でているのであります。

は、先ほど申し上げた考え方に基きまして、医師にも調剤を認めることにいたしておりますし、また診療上の必要のあります場合には、やはり同様の措置がとられております。ですから問題は、権能のあるなしというところよりも、その事柄の判断をいたしまして、特に私どものとりました考え方には、医師のほかに薬業を專業とするところの薬剤師制度というものが生れておりまして、この人々に本来の職務に邁進し、しかも実際に薬局が普及しておりますような地域におきましては、治療上の必要な限りは、薬剤師の本来の職務に邁進していくだけかといふ考え方であります。

○丸山委員 さよういたしますと、薬剤をやる権利はあるのである。こういう意味なのでございましょ

うか。専門分野を確立するということは、医者にも当然専門分野として調

定によりまして、「医師は、患者に対して治療上薬剤を調剤して投與する必要がある」と認めたのでありますから、

その場合にはその看護に当つておる患者に処方箋を交付しなければならぬと、それが法律上の規定に従つて参るのであります。

○久下政府委員 大体法律的に申しますと、それは一般法と特別法の関係にならざると思ひます。別に医師法の中には、歯科医業はできないと書いてございませんけれども、しかしながら歯

科医師法という別な法律ができて、それに規定があります以上は、現在の法律の解釈としては、医師は歯科医師免

許を受けなければ歯科医業はできないことになつてゐると同じように、いろいろと薬剤師との関係におきましても、墓事法という特別な法律ができまして、その中にそつとした特別な

規定が設けられますならば、一般法と特別法の関係におきまして、私の申し上げているような解釈は成り立ち得ると思つておる次第であります。

○丸山委員 それでは調剤権の問題に

関しましては、その程度にいたしまして、これを拜見いたしますと、墓事

法の二十二條で「患者又は現にその看護に当つている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合」には調剤することができます。しかし当然の規定によりまし

て、この場合は医師は処方箋をつく

り、それを保管し、そうして薬をやらなければならぬ、これは当然でござい

ます。と同時に医師法の二十二條の規

定によりまして、「医師は、患者に對

し治療上薬剤を調剤して投與する必要

がある」と認めたのでありますから、

その場合にはその看護に当つておる患

者に処方箋を交付しなければならぬと

いうことが生きて参るのであります。

○石原參議院議員 第二十二條によりま

して、薬をやる必要があると認めめた

患者が医者からもらつた処方箋によ

り、どうしてもそのお医者さんか

ら薬を調剤してほしい、その医者を信

頼するがゆえに、どうしてもその医者

から薬をもらいたいという意味で、そ

の処方箋を医者に出してやるのであり

ますから、私は当然この墓事法第二十

二條の例外によりまして、医者が処方

できると思うのであります。

それから、先ほど医師法の処方箋、

墓事法の処方箋といふ言葉があつた

のでありますするが、私はこれは間違つ

ておりますので訂正いたしますが、

それから、先ほど医師法の処方箋、

墓事法の処方箋といふ言葉があつた

のでありますするが、私はこれは間違つ

ておりますので訂正いたしますが、

「患者又は現にその看護に當つている

者が特に」というような言葉を使つて

あります。参議院におきまして、墓事

法第二十二條の改正が行われました

際は、大体今、石原委員から御説明の

通りに私も考えておるのであります。

○久下政府委員 この問題は、医師

法、歯科医師法の解釈になる部分が多

いようでありますから、私からその点

申し上げますが、お答え申し上げる内

容は、大体今、石原委員から御説明の

通りに私も考えておるのであります。

○石原參議院議員 われわれの考え方

が、さよう間違つございません。

われは考えておるのであります。

○丸山委員 そういう御趣旨でござい

ますと、墓事法の改正の場所に、この

法律によつてつくる処方箋は、医師法

の二十二條によつて交付しなければならぬ、こうしたことになると思ひます。

○石原參議院議員 われわれの考え方

が、さよう間違つございません。

われは考えておるのであります。

○丸山委員 さよういたしますと、

法律によつてつくる処方箋は、医師法

の二十二條によつて交付しなければならぬ、こうしたことになると思ひます。

○石原參議院議員 われわれの考え方

が、さよう間違つございません。

われは考えておるのであります。

○丸山委員 私の質問の意味が徹底

いたしまして、その医者から薬をもらら

うふうにわれわれは考えておりま

すが、一枚で済むのじやないかと思

います。

○丸山委員 さよういたしますと、薬業をやる権利はあるのである。

けれどもそれを他に専門とするものが

あるから、従つてそれだけはそちらの方にまかしたらよろしい、こういう意

味であります。

○久下政府委員 大体法律的に申しますと、それは一般法と特別法の関係にならざると思ひます。別に医師法の中には、歯科医業はできないと書いてございませんけれども、しかしながら歯

科医師法という別な法律ができて、それに規定があります以上は、現在の法

律の解釈としては、医師は歯科医師免

許を受けなければ歯科医業はできないことになつてゐる同じように、いろいろと薬剤師との関係におきましても、墓事法という特別な法律が

できまして、その中にそつとした特別な

規定が設けられますならば、一般法と特別法の関係におきまして、私の申し

上げているような解釈は成り立ち得ると思つておる次第であります。

○丸山委員 それでは調剤権の問題に

関しましては、その程度にいたしまして、これを拜見いたしますと、墓事

法の二十二條で「患者又は現にその看護に當つている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合」には調剤することができます。しかし当然の規定によりまし

て、この場合は医師は処方箋をつく

り、それを保管し、そうして薬をやらなければならぬ、これは当然でござい

ます。と同時に医師法の二十二條の規

定によりまして、「医師は、患者に對

し治療上薬剤を調剤して投與する必要

がある」と認めたのでありますから、

その場合にはその看護に當つておる患

者に処方箋を交付しなければならぬと

いうことが生きて参るのであります。

○久下政府委員 この問題は、医師

法、歯科医師法の解釈になる部分が多

いようでありますから、私からその点

申し上げますが、お答え申し上げる内

容は、大体今、石原委員から御説明の

通りに私も考えておるのであります。

○石原參議院議員 われわれの考え方

が、さよう間違つございません。

われは考えておるのであります。

○丸山委員 さよういたしますと、

法律によつてつくる処方箋は、医師法

の二十二條によつて交付しなければならぬ、こうしたことになると思ひます。

○石原參議院議員 われわれの考え方

が、さよう間違つございません。

われは考えておるのであります。

○丸山委員 私の質問の意味が徹底

いたしまして、その医者から薬をもらら

うふうにわれわれは考えておりま

すが、一枚で済むのじやないかと思

います。

療録に書き入れなければなりません。診療録の中には、処方の内容等も当然書かれておるわけあります。その意味からも、診療録のほかにさらに処方箋を二枚つくらなければならぬというようなことは、條理上も考えられないのじやないかといふうにも思われるであります。

○丸山委員 これ以上になりますと意見になりますから、申し上げることもできないであります。そういう立法の御趣旨でござりますならば、それがこういう二つに解釈のできるような法律の文面であつては困ると思ひますので、これに対しても何らかの修正を加える必要があるのではなかろうか。というふうに私は感ずる次第でござります。

それから先程高橋委員からも質問があつたのでございますが、この審議会といふものの内容でござります。先ほど御答弁はあつたのでございますが、今までの厚生省にありますいり／＼な審議会といふものの内容を拜見いたしましたと、どうもまったく一方的に片寄つて審議会の委員がきめられる傾向がある。それがこういうふうなことをやりますことは、はなはだもしろくないとも考えますが、それに対しても御答弁があつたと思います。しかし厚生省設置法の一部改正が、この法律の改正と一緒に出て出なければならないはずだと考えますが、どういうわけでそれをお出しにならなかつたのでしょくか、それをひとつ伺いたい。

○久下政府委員 一緒に出しませんでしたのは、施行期日までまだ相当の余裕がございますので、後におきましたも国会に提出いたしました、御審議を

いたたく余裕が十分あると思いま

て、同時に出さなかつた次第でござります。

○丸山委員 後に国会に出してとおつしゃいましたが、厚生省設置法の一部改正は、もちろん国会に出るわけでござりますが、これは急がないというよ

うなお言葉を実は承つた、確かに三十

年でござりますから急がないのでござりますが、この急がないという法律を

なぜ至急この国会に出さなければならぬのか、そういう最初の御決意はどういうところから起つたのか、それを

一つ御説明を願いたい。

○久下政府委員 最初の政府原案と申しますと、審議会で審議をいたしま

す事項は、昭和三十三年以後に行われますところの薬事法の改正部分について御審議をしてもらら審議会のことを指しております。そういう意味合いで申しますと、まだ十分なる余裕がありま

すが、その間におきまして事務的に

するし、その間におきまして事務的に

多少御審議をいただく材料のとりま

すと、どうもまつたく一方的に片寄つて審議会の委員がきめられる傾向があ

ります。しかしながら、それは法案全体を急がないとい

りますことは、はなはだもしろくないとも考えますが、それに対しても

御答弁があつたと思います。しかし厚生省設置法の一部改正が、この法律の改正と一緒に出て出なければならないはずだと考えますが、どういうわけでそれをお出しにならなかつたのでしょくか、それをひとつ伺いたい。

○久下政府委員 一緒に出しませんでしたのは、施行期日までまだ相当の余裕がございますので、後におきましたも国会に提出いたしました、御審議を

いたなく、ふうに考へておられた次第でござ

ります。参議院の修正によりまして、ただいまの施行期日の点が一括して昭和三十年ということにかわつて参りました。

○丸山委員 後に国会に出してとおつしゃいましたが、厚生省設置法の一部改正は、もちろん国会に出るわけでござりますが、これは急がないというよ

うなお言葉を実は承つた、確かに三十

年でござりますから急がないのでござりますが、この急がないという法律を

なぜ至急この国会に出さなければならぬのか、そういう最初の御決意はどういうところから起つたのか、それを

一つ御説明を願いたい。

○久下政府委員 最初の政府原案と申しますと、審議会で審議をいたしま

す事項は、昭和三十三年以後に行われますところの薬事法の改正部分について御審議をしてもらら審議会のことを指しております。そういう意味合いで申しますと、まだ十分なる余裕がありますが、その間におきまして事務的に

するし、その間におきまして事務的に

多少御審議をいただく材料のとりま

すと、どうもまつたく一方的に片寄つて審議会の委員がきめられる傾向があ

ります。しかしながら、それは法案全体を急がないとい

りますことは、はなはだもしろくないとも考えますが、それに対しても

御答弁があつたと思います。しかし厚生省設置法の一部改正が、この法律の改正と一緒に出て出なければならないはずだと考えますが、どういうわけでそれをお出しにならなかつたのでしょくか、それをひとつ伺いたい。

○久下政府委員 一緒に出しませんでしたのは、施行期日までまだ相当の余裕がございますので、後におきましたも国会に提出いたしました、御審議を

いたなく、ふうに考へておられた次第でござ

ります。中の東京都のような部分でも、多摩川の付近でござりますが、どとか、ご

ざいます。参議院の修正によりまして、ただいまの施行期日の点が一括して昭和三十年ということにかわつて参りました。

○丸山委員 医療費に関係した問題でござりますが、この法律が適用せられ

ます。その付近へ参りますると、薬局へ参りま

して、たしかに、その法律の適用にならない

したけれども、ただいま申し上げまし

た趣旨と大差ないことが言えると思

うのであります。今御方針をおきめ願

つて、そうして診療方針の問題は原案

よりも一年間の余裕があることにはな

りましたけれども、これはただちに着手しなければならない重大な問題であ

るというふうに考えております。但し

昭和三十年でありますので、これと同時に

出しませんでも十分間に合らものと考

えておる次第であります。

○丸山委員 何かただいまの御説明に

ありますと、昭和三十年から施行する

部分は薬事法だけであるとい、こう

お話しは、聞き間違いでございま

たでしようか。

○久下政府委員 私は政府原案のこと

を最初申し上げました。それは、薬事

法の改正は昭和三十三年からというの

を、今度参議院の改正によりまして一括して昭和三十年からということにいたしました。しかしながら政府原案につきなつたわけあります。医師法、歯科医師法、薬事法、いずれも昭和三十年といふことに改正になりましたので……。しかしながら政府原案につきまして、当然その点を考慮いたしておられます。すなはち同じ市役所におきまして、たゞいま仰せになりましたように、薬局と人々の住んでおりましたようすもござります。そのため、当然その点を考慮いたしておられます。すなはち同じ市役所におきまして、たゞいま仰せになりましたように、薬局と人々の住んでおりましたようすもござります。すなはち同じ市役所におきまして、たゞいま仰せになりましたように、薬局と人々の住んでおりましたようすもござります。

○慶松政府委員 そういう問題をきめますために審議会を持つわけございまして、御用意がござります。

○丸山委員 診療費の値上がりの問題あ

る次第でござります。すなはち同じ市

役所におきまして、たゞいま仰せにな

りましたようすもござります。

○丸山委員 先ほども御質問があつた

意味で申し上げたのであります。

○久下政府委員 先ほども御質問があつた

意味で申し上げたのであります。

○丸山委員 先ほども御質問があつた

意味で申し上げたのであります。

○久下政府委員 先ほども御質問があつた

意味で申し上げたのであります。

○丸山委員 先ほども御質問があつた

意味で申し上げたのであります。

す。

中の東京都のような部分でも、多摩

川の付近でござりますが、どとか、ご

ざいます。参議院の修正によりまして、

ただいまの施行期日の点が一括して昭

和三十年ということにかわつて参りました。

○丸山委員 医療費に関係した問題でござりますが、この法律が適用せられ

ます。その付近へ参りますると、薬局へ参りま

して、たしかに、その法律の適用にならない

したけれども、ただいま申し上げまし

た趣旨と大差ないことが言えると思

うのであります。今御方針をおきめ願

つて、そうして診療方針の問題は原案

よりも一年間の余裕があることにはな

りましたけれども、これはただちに着手

しなければならない重大な問題であ

るというふうに考えております。但し

昭和三十年でありますので、これと同時に

出しませんでも十分間に合らものと考

えておる次第であります。

○丸山委員 何かただいまの御説明に

ありますと、昭和三十年から施行する

部分は薬事法だけであるとい、こう

お話しは、聞き間違いでございま

たでしようか。

とを前提としてせられたものであります。しかし、あれに出されました諸問の内容は、一應医療の向上ということがうたわれておる。医療費を何ら上げないという前提で、医療の向上ができるということをお考へになつておるかどうか、それをまず第一。

それから前に保険局の示されました一、二ペーセントの医療費の上ることが起るだらうという文書を私拜見しております。それに対して今でもさようにお考へになつておりますかどうか。もし上るということが今でもお考へになつておるとするならば、年に三十数億の赤字を出しておる健康保険経済を保険料の値上げをして、それで完全な支払しができるというお見通しが立つておるかどうか、それもひとつ承りたい。

○久下政府委員 全面的にできるかどうかはまだ検討いたしておりませんので、私どもの考え方には医療費を上げませんでも、現在一般に行われております、特に社会保険等の薬治料等の中に言われておる内容を是正することによりまして、内容の向上が期待できる部分が相当あるのではないかというつもりでございます。医療費を上げないでござります。医療費を上げないで、何でもかんでも内容向上ができると思われておる内容を是正することによりまして、内容の向上が期待できる部分が相当あるのではないかといつもせんでも、現在一般に行われております、特に社会保険等の薬治料等の中に上げましたような内容を下さいに検討いたしましたて、全体としての配分は是正することによつて、総額は上げることなしに是正ができるのではないか、こういうつもりであります。それから社会保険から若干値上がりするであろうという資料が出たといふことであります。これは臨時診療報酬

調査会の方から提出いたしました資料にあることをさしてのお話であらうとが起るかもしれません。そういう場合を分析して見ますと、医師の現在社会保険としてとつておる薬治料のうちから、総医療費に対して一・六%分だけが、徹底的な薬分業をやると薬剤師を申さんがために出した数字でござります。そうしますとかりに全額を国民に負担していただくということになると、一・六%になるかも知れない、こういうことを申しておるのであります。そうしますと、その数字を国に負担していただくということになります。そこで、私どもとしたしましては、これは具体的に検討してみなければ何とも確定的なことを申し上げかねるのでありますけれども、事情の許す限り、わが國現在の経済情勢を勘案いたしまして、医療費総額としては傾上りのないやうなきめ方をするように努力しなければならないものと考へておる次第であります。

○丸山委員 先ほどの御答弁の中で、いわゆる調剤手数料が医師の手元から失われる、一・六%あるいはそれの一割であるかも知れないといふような部分であるから、しかし今度の分業の形になりまると、同一の処方箋で引続して長く薬剤師の方から授業を受けることによって、總額は上げることなしに是正ができるのではないか、こういうつもりであります。それが行わられるか行わないかは、事実それが行わられるか行わないかは、少なくともこの問題として考慮しなければならないのではないかといふに考へておる次第でござります。

○丸山委員 薬事法の「二十四條を同條第二項とし、同様に第一項として次の一項を加える。薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授與の目的で調剤しない」とが起るのではないかということは、つともお考へになりませんでしょります。そういう現象は絶対に起らない、こうお考へしてみなければわかりませんが、世間ではそういうことが行われておるということを言われたことがあるのですが、やはり手がないのではないか、とう考へておる次第であります。何かそういう現象があつてみなければわかりませんが、世間ではそういうことが行われておるということを言われたことがあるのでありますけれども、私は御引例になりませぬが、植物医師は絶対に正しいものだからそなへばならないものと考へておる次第でござります。

○久下政府委員 ただいま二、三具体的な御引例をされての御質問でござりますけれども、私は御引例になりませぬが、植物医師の以前の薬事法には載つておりますが、植物医師は、医師法でも何でもない、薬事法なんではありませんが、それが何を規定しておるか知らないかと、いふことはないかと、いふことをお伺いしたのでは入つておらぬと存じております。○丸山委員 植物医師といふ言葉があるかないかと、いふことをお伺いしたのではあります。これは医師法でも獣医師法でも何でもない、薬事法なんではありません。すなはち調剤といふことはなんでしょうか。

○慶松政府委員 この條項は現行の薬事法の以前の薬事法には載つておらず、またそれ以前の薬剤師法にも載つておつたところでございます。たゞ現行の薬事法におきまして、この條項が削られましたことは当然なことであります。すなはち調剤といふことは

置いて議論をして参りますと、結局結論が出て来ないのであります。私どもとしては今お話を通りに、医師のいわゆる倫理性に十分なる信頼をかねておられますし、そういう点におきましてもいろいろな問題があります。

○丸山委員 これはちょうど妙な質問であります。それは医師と歯科医師の精神は、従来の薬事法においても当然生きておつた次第でござります。

○慶松政府委員 これはちょうど妙な質問であります。

○丸山委員 方便によつて行うものであるといふことから、たとえば健康保険でござります。

○慶松政府委員 これがちょっと妙な質問であります。

医師といふお名前を無理に使いたがらなくとも、植物の防虫その他に関する薬物等がありますから、それも何かの処方箋とか、あるいは何らかの形のものを示されなければつくつてはならぬ、当然考慮に入れなければならぬと私は考えております。それは他の毒物、薬物取締法にあるのでありますか、そういう意味からいふと、獣医師という言葉を入れたのがすでにおかしいと思う。そういうふうな除外するとしてお考えになつた法律ではないのうございましょうか。

○慶松政府委員 薬事法の第二條におきまして、「この法律で「医薬品」とは」云々ということがございまして、その中に「公定書に收められたものは「動物の疾病的診断、治癒、軽減、処置」云々という言葉がござります。すなわち医薬品の中に

ある」と二は「人又は動物の疾病的診断、治癒、軽減、処置」云々といふことがあるのです。従来も明治の時代からそうなつておつた次第であります。また外國においても御承知なさいました。そのときに私の方で証人になっておるところを存じておる次第であります。しかし協会を代表して国会に來ていたときましても、そのは藥剤師協会の代表者の中の一人であります。そのお偉い方の御証言の中には、顯微鏡を備えて虫卵を検査し、虫

がおるといふことがはつきりした場合にはサントニンをやるのが、薬剤師の義務であるといふような御証言があつたのであります。そういうことを考えますと非常に私はふしぎに思ひますので、はたして虫卵に関する診

能力がおありになるのかどうかと思つて、試みに蛔虫卵の形態について二種類あるということを承知しておりますので、御承知かと思つて聞いてみましら、かくのごとき質問に対しても

何も御承知ないといふことが判明したのであります。こんなことは小学校へ参りますと、學校の先生がちゃんと図に掲げて説明しておることで、世間の常識である。蛔虫卵には受精卵と不受

精卵の二種類の形態があることを知つております。それを国会に薬剤師を代表して來られるようなおえらい方が、そ

んな簡単なことを御承知なくて、それをやることが権利だと御主張なさつた。今度は処方箋によらなければ調剤

できないということで、こんなことは当然禁止せられると思いますが、私どもから言うと、これは無診投薬が横行しておつたのであります。こういう

ことで、この法律ができました場合に十分の取締りができるという御自信がおありになりますが、それがどうか。

○慶松政府委員 この点につきましては、從来といふども無診投薬などは当然禁じられておることがございまして、その点は薬剤師たちも深く戒心いたしておるところを存じます。もち

ら仰せのことごとく、これらの点につきまして、すなわち薬剤師並びに医師あ

るといふことは別でありますけれども、調剤に當つては医師が十分責任を負つてやるということであつたのであります。もちろん藥を包

んで、第三十二條に違反する者はこれ罰金に処する第五十六條によります。しかもこの处罚は第五十六條によりまつて、第三十二條に違反する者はこれ罰金を三万円以下の懲役または三万円以下

の運営進行に関しては、各党から出ましたが、それをもよとお知らせ願いたい。

○松永委員長 この委員会に臨むまでにはまだ本付託が遅れておりましたので、理事の打合せはいたしておりません。質疑を続行いたしておりますが、

大体この參議院の修正案なるものは、

いふことを確かに言われたと思うのですが、それで私は特に伺ひしておる。

○有田(二)委員 ただいま丸山さんから発言を求められておりますからこれを許します。堤君。

○堤委員 議事進行に関して……。

○松永委員長 議事進行に関して堤君から発言を求められておりますからこれを許します。

○堤委員 本日は第十一回会の最終日でございます。今晚の十二時まではもう

八時間ほどあるのでござります。ただいま議題になつております法律案に対する御意見を申し述べてみたい。私は

五人ございます。質問は順次お進めに

おえらい方がそういうことを国会におこなつたことでもありますし、參議院

の道德律も高まるべきでございまして、まあこの辺でおちつけたいといふ

御希望もあるやに承つておりますのでありますから、何とか日本これを通過

いたしましても十分その点の興味あることは、これは無診投薬ではない

といふことを確認しておきます。

○丸山委員 虫卵を検査して駆虫剤を施す。その点は薬剤師みずから高く持ちま

す。その点は監督官もおもろくしておられます。監督官もおもろくしておられます。

○丸山委員 虫卵を検査して駆虫剤を施す。その点は監督官もおもろくしておられます。

○丸山委員 私先ほど事実を申し上げましたが、薬剤師の中の非常におえら

い代表になつていらつしやる方が国会に

お席上で確かにそういうことを御発言になつた、そのときに私がお伺いいたしましたが、それをもよとお知らせ願いたい。

○松永委員長 この委員会に臨むまでにはまだ本付託が遅れておりましたので、理事の打合せはいたしておりません。質疑を続行いたしておりますが、

も、調剤に當つては医師が十分責任を

持つてやるということであつたのであります。もちろん藥を包

んで、第三十二條に違反する者はこれ罰金を三万円以下の懲役または三万円以下

の運営進行に関しては、各党から出ましたが、それをもよとお知らせ願いたい。

この二十三年八月一日新薬事法が発布されまして以来今まで、これによつて処罰された者がありやいなや、医務局長の御答弁を承りたい。

○松永委員長 有田君に申し上げますが、質問の通告順は金子さんになつておりますが、ただいまのは丸山君の質問に關連してですか。

○有田(二)委員 丸山君の質問に關連してです。この一点で終ります。

○慶松政府委員 仰せの点はまことに

ごもつともなことでございまして、たゞ私どもはこの点はむしろお医者さん方の道徳的な自省にまつべきものと存じます。この点につきましてはしばしば通牒等もいたし、また機会あるごとに地方の取締官に対しましてその点の指示はいたしておるのでございますが、実際問題といたしまして、この事実行為をつかまえますことは、取締りの点におきまして困難な点がござります。その意味におきまして私はまずこの点はお医者さん方の道徳的自制にまつといふことが望ましいことと存じます。しかしながら現在ここに上程されておりますところの法律案が成立いたしますならば、ます／＼その点につきまして、医師と薬剤師の専門分野がはつきりする次第でござりますから、その点、先ほど私は薬剤師側に對しまして、自肅を希望する旨申しましたと同様に、医師側に對しましてある次第でございます。

○有田(二)委員 医務局次長の所見をひと伺いたいと思います。

○久下政府委員 ただいま薬務局長か

らお答え申し上げたことと同一でござります。

○有田(二)委員 今日までの間に、こ

の罰則に触れた者があるやいなや、こ

れをひとつ伺いたい。

○慶松政府委員 実際問題といたしまして、この点に関しまして、送検されたりた者も、幾らか私どもの方に報告がござります。

○丸山委員 医師みずから調剤の問

題は、前にも実は問題になりました

が、これは、結局調剤というものの定義に非常に關係して参るのでございま

す。調剤といふものの範囲でありま

す。この前たしか国会にその話が出た

と、一応そういうことも私どもは納得

できるのであります。しかしながら

この線を非常に広くとりますとい

ういうようなことを考えて参ります

と、一応そういうことも私どもは納得

できるのであります。しかししながら

この線を非常に広くとりますとい

ういうようなことを考えて参ります

て、従いましてその点につきまして看護に当つている者に對して処方箋をいたしまして、先ほど参議院の方から御説明がありましたよな、病名を知らしてあります。だからやはりない。國立病院、結核療養所等の薬局において、薬剤師のみで薬局へ入つていらっしゃいますか、その他の助手等を使つて、どの程度まで調剤をやつていらつしやいますか、それをひとつ御説明願いたい。

○久下政府委員 国立病院におきまし

ては、大体医療法施行規則に定まつて

おります薬剤師の定員はすでに確保い

たしておりますので、本質的な問題は

薬剤師がやつております。補助的な仕

事は、あるいは他の者をして手伝わし

ておるところもあるうと思ひますけれ

ども、調剤の本質的な仕事は薬剤師が

やつておるものと存じます。

○松永委員長 次は通告順によりまし

て、金子與重郎君。

○金子委員 時間に非常にありますけれども、質問者が非常に多く

いようでありますから、私はきわめて

簡単に要点だけを御質問申し上げま

す。この法案が、ことに参議院におき

ますところの修正の問題を中心にして

考えますと、かつての長い間の医業分

業問題が、現行におきますところの任

意分業を、より一步前進した、しいて

申しますれば、完全任意分業といいま

すが、その綠に近寄らしたというふう

に、私見解をとつておるのでございま

すが、そういう観点から二、三御質問

申し上げたいと思うのであります。

まず第一番に問題があがつて参ります

のは、医師法の二十二條、歯科医師

も同じであります。患者に対する診療

上薬剤を調剤して投與する必要がある

た場合に、もちろんお話をのように、あま

り拡大し過ぎてもならぬと存じまし

て、それでただいまこの法律にも、審

と認める場合は、患者または現にその場合に當つている者に對して処方箋をいたしまして、先ほど参議院の方から御説明がありましたよな、病名を知らしてあります。だからやはりない。これで十分に検討していただき、省令で定めていただきたい。こういふいたしてあります。がここに除外例といふことを一つ伺いたい。

は、薬剤師が当然みずから調剤をいたしてあります。がここに除外例といふことを一つ伺いたい。

○丸山委員 医務局の方にお願いした

おいて、薬剤師のみで薬局へ入つて

らつしやいますか、その他の助手等を

使つて、どの程度まで調剤をやつてい

らつしやいますか、それをひとつ御説

明願いたい。

○久下政府委員 国立病院におきまし

ては、大体医療法施行規則に定まつて

おります薬剤師の定員はすでに確保い

たしておりますので、本質的な問題は

薬剤師がやつております。補助的な仕

事は、あるいは他の者をして手伝わし

ておるところもあるうと思ひますけれ

ども、調剤の本質的な仕事は薬剤師が

やつておるものと存じます。

○松永委員長 次は通告順によりまし

て、金子與重郎君。

○金子委員 時間に非常にあります。

ありますけれども、質問者が非常に多く

いようでありますから、私はきわめて

簡単に要点だけを御質問申し上げま

す。この法案が、ことに参議院におき

ますところの修正の問題を中心にして

考えますと、かつての長い間の医業分

業問題が、現行におきますところの任

意分業を、より一步前進した、しいて

申しますれば、完全任意分業といいま

すが、その綠に近寄らしたというふう

に、私見解をとつておるのでございま

すが、そういう観点から二、三御質問

申し上げたいと思うのであります。

まず第一番に問題があがつて参ります

のは、医師法の二十二條、歯科医師

も同じであります。患者に対する診療

上薬剤を調剤して投與する必要がある

た場合に、もちろんお話をのように、あま

り拡大し過ぎてもならぬと存じまし

て、それでただいまこの法律にも、審

議会でこれを決定していただくよう、

す。それからその次の、第二十二條の問

題で、この处方箋を発行しなければな

らないという法律をつくるのであります
が、そのときの処方箋料というよう
な形のものを将来とするおつもりなの
か、ないしはそうではなくして診察料
なり相談料なりといふうな形で、い
わゆる診察料金に含めるというお考え
であるか、どちらの見解をとつておりますか。

○久下政府委員 処方箋料を、将来新
しい診療報酬体系をつくる場合にとり
ますかどうかということにつきまして
は、実は結論的に申し上げれば、まだ
きまつてないといふ申しあげるのが正し
いのであります。が、私どもの考え方とい
たしましては、これは医師の技術を証
明するものでありますので、いわゆる
技術料の中に含めてとるようとするの
がよろしいのではないか。大体はそ
ういう見通しで進みたいと思ふ次第であ
ります。

○金子委員

この処方箋料をとるか、

医師の診察料の中に包含して、その中
で義務づけるかということは、この法
律の第二十二條が生きるか死ぬかとい
う問題に関して重大な関係があるので
あります。たとえば処方箋料を非常に
高くとるということになりますと、そ
の薬の代金のほかに処方箋料をとりま
すと、前に処方箋を出さない場合があ
ります。たとえば処方箋料を非常に
高い場合と、処方箋をいただいて薬を
もらつた場合に対しても、患者の料金に
非常に影響がありますので、この点は
どうしてもこの法律をきめる以上は、そ
れ方箋料といふものを特にとるという
形でなく、含まれたという形に将来持
つて行くという方に御決心していただ
きたいと思いますが、その点は私の見
解が違うかどうか。

○久下政府委員 先ほど申し上げま
した通り、私どもも金子先生のおつしや
つたように趣旨としては考えておるの
です。ただ何分にも処方箋は紙とい
う半の物質を使つわけであります。それから
同時にまた処方箋料をとるといつしま
しても、これは診療報酬の構成がどう
なつて行くかということにも若干影響
がありますので、とることにしたら絶
対にこの精神に沿わないといふような
ことは、必ずしもならないのではないか
といふことを思つて、もう一度はつきりと
お答えはとるべきでない。こういうふ
うな点特にこの法律を生かそうとする
ために信ずるものであります。が、重ねて
いたしましては、お話を通じて行くとい
うことで進むのが趣旨だといふうに考
えています。

○金子委員 医務次長のお話を伺いま
すと、一応そういうふうに考えられる
が、また別の考え方も幾分できないで
もないといふうな非常に広い御見解
を持つておるようであります。これは
少々意見になりますが、私はこの二十
二條を一步前進する意味において、医
薬内容の公開、いわゆるそれによつて
医師に対する医療知識の啓蒙にも非常
に役立つと思うであります。また患
者自体の自由選択の立場を尊重すると
いう点からいつでも私は賛成するところ
であります。ただし遺憾なことに、
先ほど申し上げました出さない場合と
いう特例のものがばやけておつたり、
あるいは処方箋料といふものがとられ
るということになりますと、現実の患
者といたしましては、そうではなくても
当分は、法律をつくりましても、処方

箋によって、自分の見解によつて自分で
すが、そのときの処方箋料といふよう
な形のものを将来とするおつもりなの
か、ないしはそうではなくして診察料
なり相談料なりといふうな形で、い
わゆる診察料金に含めるというお考え
であるか、どちらの見解をとつておりますか。

○久下政府委員 処方箋料を、将来新
しい診療報酬体系をつくる場合にとり
ますかどうかということにつきまして
は、実は結論的に申し上げれば、まだ
きまつてないといふ申しあげるのが正し
いのであります。が、私どもの考え方とい
たしましては、これは医師の技術を証
明するものでありますので、いわゆる
技術料の中に含めてとるようとするの
がよろしいのではないか。大体はそ
ういう見通しで進みたいと思ふ次第であ
ります。

○久下政府委員 先ほど申し上げま
した通り、私どもも金子先生のおつしや
つたように趣旨としては考えておるの
です。ただ何分にも処方箋は紙とい
う半の物質を使つわけであります。それから
同時にまた処方箋料をとるといつしま
しても、これは診療報酬の構成がどう
なつて行くかということにも若干影響
がありますので、とることにしたら絶
対にこの精神に沿わないといふような
ことは、必ずしもならないのではないか
といふことを思つて、もう一度はつきりと
お答えはとるべきでない。こういうふ
うな点特にこの法律を生かそうとする
ために信ずるものであります。が、重ねて
いたしましては、お話を通じて行くとい
うことで進むのが趣旨だといふうに考
えています。

○久下政府委員 実は多少例外的な場
合を考えてお答え申し上げたので、あ
まり、処方箋料といふものは別にとら
ないで進むのが趣旨だといふうに考
えています。

○金子委員 そうしますと、薬事法の
三つは、原則として、薬剤師でない
者が入れないのであります。

○石原参議院議員 獣医師の方は関係
ないから入れないのであります。

○金子委員 そうしますと、この場合だけ獣
医師をどうして抜かれたのであります
か。

○金子委員 するに、この場合だけ獣
医師をどうして抜かれたのであります
か。

○慶松政府委員 第二十二條の但書で
あります。が、お話を通りこの規定の精神から申
せんにより自ら調剤するとき、又は獣
医師が自己の処方せんにより自ら調剤
するときは、この限りでない。」これ
を生かすのだとならば、ことに條
文を入れなくともりつぱに生きている
医師だけに対して、患者から要求があつ
た場合には云々といふうな修正は、蛇
足ではないか。

○慶松政府委員 第二十二條の但書で
あります。が、お話を通りこの規定の精神から申
せんにより自ら調剤するとき、「これはここで切れるのでど
うぞ」と云々といふうな修正は、蛇
足ではないか。

○石原参議院議員 どうも御質問の趣

うのを第一項に入れると、そして現在
の第一、第二を第三という項に織り込
みます。が、その左に掲げてあるわけであり
ますので、獣医師は全般的に自己の処
方箋で調剤することができるというよ
うに、逆に読めばなつておるのであり
ます。が、その左に掲げてあるわけであり
ますので、獣医師は全般的に自己の処
方箋で調剤することができるといふ
うな点であります。

○金子委員 それから、問題は非常に
大きい問題ではござりますが、條項と
いたしましては、結局医師法におきま
しては二十二條だけの問題であります
が、その次に薬事法の問題につきま
して、この改正條文の中で、患者または
薬剤師でない者は薬事法の二十二條に
よりまして、販売または授與の目的で
調剤してはならない。しかし医師もし
くは歯科医師が左に掲げる場合は、自
らであげましたことは、これは医師も

とが必要でございます。その意味におきまして、この第一項が特に修正案として加えられたものと存ずるのであります。従いましてこの点につきましては、医師、歯科医師、薬剤師とともに協力いたしまして啓蒙、教育にあたり、もつて醫療の向上を期せしめたいと私は存する次第でございます。

○有田(二)委員 医務局次長にお尋ねいたしたいのであります。患者が特に要求した場合に医師の調剤を認めるに要する場合に医師の調剤を認めると、いかでござりますか。

○久下政府委員 私から申し上げるまでもなく、一応形式的には、法律によ

りまして、厚生大臣及び各都道府県知事は医業または歯科医業を行いまする者に対する行政上の監督権を持つておりますので、その線に沿いまして、た

だいまお述べのよな指導の徹底を期したいと考へておるのであります。しかししながら、それだけではまだお

らないと思いますが、これに対する谷口参議院議員の御所見を伺いたいと思

います。

○谷口参議院議員 錠剤につきましては、先刻もお答え申し上げましたよう

に、これは数名の大学の学長並びに某科大学の学長などに証人として来ていま

す。

○松永委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○松永委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○有田(一)委員 医師法、歯科医師法及び薬事法の一

部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行したいと存じます。有田委員長

が、ただいま申し上げました点につきましては、実は私も先般参議院に

おきましたが、そのときの薬務局長の答弁と、本

日本委員会におきまして有田委員よりおきましたが、必ずしも三十年

であります。これまで待たなければならぬのか。二十七

年でできれば、二十八年にこの時期を

までに完成する、かよう述べられておりますが、必ずしも三十年

であります。これに対する医務局次長の御所見を承りたいと存じます。

○久下政府委員 お話を通り、私は参議院の厚生委員会におきまして、新医療費体系の計算は二十七年末までには

できる確信があるということを申し上げたのでございますが、参議院の方で

御審議をいたしました結果、参議院におきましては、臨時診療報酬調査会の答申にも、個人の技術者についても

別途考慮することが望ましいとありま

とが必要でございます。その意味におきまして、この第一項が特に修正案として加えられたものと存ずるのであります。従いましてこの点につきましては、医師、歯科医師、薬剤師とともに協力いたしまして啓蒙、教育にあたり、もつて医疗の向上を期せしめたいと私は存する次第でございます。

○有田(二)委員 医務局次長にお尋ねいたしたいのであります。患者が特

に要する場合に医師の調剤を認めるに要する場合に医師の調剤を認めると、いかでござりますか。

○久下政府委員 私から申し上げるまでもなく、一応形式的には、法律によ

りまして、厚生大臣及び各都道府県知事は医業または歯科医業を行いまする者に対する行政上の監督権を持つておりますので、その線に沿いまして、た

だいまお述べのよな指導の徹底を期したいと考へておるのであります。しかし

ながら、それだけではまだお

らないと思いますが、これに対する谷口参議院議員の御所見を伺いたいと思

います。

○谷口参議院議員 錠剤につきましては、先刻もお答え申し上げましたよう

に、これは数名の大学の学長並びに某

科大学の学長などに証人として来ていま

す。

○松永委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○松永委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○有田(一)委員 医師法、歯科医師法及び薬事法の一

部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行したいと存じます。有田委員長

が、ただいま申し上げました点につきましては、実は私も先般参議院に

おきましたが、そのときの薬務局長の答弁と、本

日本委員会におきまして有田委員よりおきましたが、必ずしも三十年

であります。これまで待たなければならぬのか。二十七

年でできれば、二十八年にこの時期を

までに完成する、かよう述べられておりますが、必ずしも三十年

であります。これに対する医務局次長の御所見を承りたいと存じます。

○久下政府委員 お話を通り、私は参議院の厚生委員会におきまして、新医療費体系の計算は二十七年末までには

できる確信があるということを申し上げたのでございますが、参議院の方で

御審議をいたしました結果、参議院におきましては、臨時診療報酬調査会の答申にも、個人の技術者についても

別途考慮することが望ましいとあります。

○久下政府委員 私から申し上げるまでもなく、一応形式的には、法律によ

りまして、厚生大臣及び各都道府県知事は医業または歯科医業を行いまする者に対する行政上の監督権を持つておりますので、その線に沿いまして、た

だいまお述べのよな指導の徹底を期したいと考へておるのであります。しかし

ながら、それだけではまだお

らないと思いますが、これに対する谷口参議院議員の御所見を伺いたいと思

います。

○谷口参議院議員 錠剤につきましては、先刻もお答え申し上げましたよう

に、これは数名の大学の学長並びに某

科大学の学長などに証人として来ていま

す。

○松永委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○松永委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○有田(一)委員 医務局次長にさらに

お尋ね申し上げたいのですが、慶

○慶松政府委員 しかば錠剤の場合においても、特定の患者に対し、その

疾病を治療するために薬剤を調製する事実行為を中心次第であります。

○有田(二)委員 しかば錠剤の場合においても、特定の患者に対し、その

疾病を治療するために薬剤を調製する事実行為を中心次第であります。

○慶松政府委員 従来、調剤に関しましてはいろいろな見解があつたよう

ございましたが、しかしながら政府の見解においても、特定の患者に対し、その

疾病を治療するために薬剤を調製する事実行為を中心次第であります。

○有田(二)委員 しかば錠剤の場合においても、特定の患者に対し、その

疾病を治療するために薬剤を調製する事実行為を中心次第であります。

して、これらの点につきましては現
在日本医師会の医学教育委員会におき
まして専門医制度に関する検討はされ
ておりますが個人差をつけるために、
こういうものもあわせて考える方がよ
ろしい。しかしながら、その結論を得
ますまでは、もう二年猶予をいたし
た方が安全であるというような御見解
でございましたので、私どももかよう
な問題につきましては、たび々申し
上げておりますように、非常に重大な
影響のある問題でありますから、慎重
の上にも慎重を期することがよろしい
と考えまして、この参議院の方の修正
に賛意を表しました次第でございま
す。

○有田(一)委員 それで了承したので
あります。石原参議院議員並びに谷
口参議院議員に最後のお尋ねをいたし
たいのであります。参議院で御修正に
なりました点は、非常に特定な場合に
限つてであります。必ずしも私個人
としては反対理由はないと思うのであ
りますが、これが悪用されると、せ
つかくの今度の政府提出法案の精神に
反する向きが非常に多いのであります
からこの運営については、あくまでも
希望を付して討論が行われたのであり
まして、大体有田委員が述べられた御
趣旨とわたくしも同様に考えておる次
第であります。

○有田(二)委員 最後に一言希望を申
し述べて、私の質疑を終りたいと思
います。先般来丸山委員から薬剤師側に
對する御所見もいろいろあつたようだ
りますが、新薬事法が二十三年度
につくられましたときにも、薬系を代
表して私と、医系を代表して櫛原委員
との間にいろいろ論議が盡されたので
あります。最後においてお互にそ
ういうどう試合はしないということを
話し合をつけたのであります。どうか
ひとつかよくな問題で本委員会におい
て双方もめることのないよう、医師
会においても薬剤師会においても、お
互いに不十分であるけれども、一応こ
の段階において話し合がついたとい
うふうに私は思つておるのであります。
○谷口(一)委員 本委員会においても
ようやく緊急治療の場合、すぐ
にどちらも承つておるのであります。然
として医師と薬剤師は車の両輪のこ
ときものである、かような見解を私はと
つておるのであります。その意味合
において、本法案の審議あるいは採決
にあたつて、双方の円満なる安結とい
うことにわれくとして最善の努力
をいたさなければならぬ、かようにつ
れて、この運営については、あくまでも
この参議院の修正というものは今度の
法案の趣旨を曲げるものでない、かよ
うに解釈いたしてよろしいものであります
ましようか。承りたいと思います。

○石原参議院議員 ただいま有田委員
の上にも慎重を期することがよろしい
と考えまして、この参議院の方の修正
に賛意を表しました次第でございま
す。

○福田(昌)委員 参議院の改正案第一
條の医師法第二十二条の修正の但書の
ところであります、「省令の定める
ところ」というこの省令を、先ほど谷
口参議院議員から御説明があつたよ
うであります。しかし、この省令の定める
範囲は私は厚生省当局からお伺
いたしましたが、これは昨日の参議院の厚生委員会
におきましても、各委員よりそれへ
お尋ねであつたのであります。そして、
お尋ねの御意見を参考してよろしく
お尋ねいたしましたのであります。

○松永委員長 次は通告順によりまし
て福田昌子君。

○福田(昌)委員 参議院の改正案第一
條の医師法第二十二条の修正の但書の
ところであります、「省令の定める
ところ」というこの省令を、先ほど谷
口参議院議員から御説明があつたよ
うであります。しかし、この省令の定める
範囲は私は厚生省当局からお伺
いたしましたが、これは昨日の参議院の厚生委員会
におきましても、各委員よりそれへ
お尋ねであつたのであります。そして、
お尋ねの御意見を参考してよろしく
お尋ねいたしましたのであります。

○松永委員長 次は通告順によりまし
て福田昌子君。

○福田(昌)委員 参議院の改正案第一
條の医師法第二十二条の修正の但書の
ところであります、「省令の定める
ところ」というこの省令を、先ほど谷
口参議院議員から御説明があつたよ
うであります。しかし、この省令の定める
範囲は私は厚生省当局からお伺
いたしましたが、これは昨日の参議院の厚生委員会
におきましても、各委員よりそれへ
お尋ねであつたのであります。そして、
お尋ねの御意見を参考してよろしく
お尋ねいたしましたのであります。

○福田(昌)委員 参議院の改正案第一
條の医師法第二十二条の修正の但書の
ところであります、「省令の定める
ところ」というこの省令を、先ほど谷
口参議院議員から御説明があつたよ
うであります。しかし、この省令の定める
範囲は私は厚生省当局からお伺
いたしましたが、これは昨日の参議院の厚生委員会
におきましても、各委員よりそれへ
お尋ねであつたのであります。そして、
お尋ねの御意見を参考してよろしく
お尋ねいたしましたのであります。

○福田(昌)委員 参議院の改正案第一
條の医師法第二十二条の修正の但書の
ところであります、「省令の定める
ところ」というこの省令を、先ほど谷
口参議院議員から御説明があつたよ
うであります。しかし、この省令の定める
範囲は私は厚生省当局からお伺
いたしましたが、これは昨日の参議院の厚生委員会
におきましても、各委員よりそれへ
お尋ねであつたのであります。そして、
お尋ねの御意見を参考してよろしく
お尋ねいたしましたのであります。

ましょか、出すのでござりますか、あるいは医者の授與した方がよいの

でございましょうか。

○東政府委員 私は医者でございますが、臨床の医者でないので、専門が薬理学であります。従つて考へがきわめて学間的であります、診断のつかない場合なら何も薬を出す必要はないといふのが私の考え方でございます。

○福田(昌)委員 こまかい質問になりますが、たゞ、まだ市販にてして、あるいは薬剤を與えなければならぬといふ場合が出て来やしないかと思うのでござります。たとえば、まだ市販にてして来るということは必要でございませんが、教育の過程におきまして、やはり薬剤を與えなければならぬといふ場合が出て来やしないかと思うのでござります。そういうときの処置はどうあります。そのうなときの処置はどうあります。そのうなときの処置はどうあります。

○東政府委員 まさにこのとおりでございますが、どういふ場合にお伺いしたい。

○東政府委員 私自身はそういうふうな自分の専門の立場からあまり患者に對して薬をやるやうでいる。影響を與えるよろうな、そういうやり方といふものを使ひしないし、そういうことをやるべきでないといふ考えであります。大体薬理学者として、薬といふものにあまり重きを置いておりません。従つてそういういらぬものはやらぬ方がいい。なるほど一時はそれでさしつかえあるかも知れませんが、大衆がそういうことになれて行くことが、やがて医学の向上であると考えます。

○福田(昌)委員 薬理学の専門の先生お吐きになる方が多いよろうな感じがいたします。薬理学者は、神經痛には何も薬がきかないから、お灸を受けておけといふようなことをよく聞くのでござります。いろ／＼御見解になられる理学者は、そういう御見解になられることがあるかと思うでござります。

が、しろうとは、なか／＼そこまではさとつていないのでござります。そ

ういう意味で、しろうとをそこまで教育して来るということは必要でございま

すが、教育の過程におきまして、やはり薬剤を與えなければならぬといふ場合が出て来やしないかと思うのでござります。たとえば、まだ市販にてして来るということは必要でございませんが、教育の過程におきまして、やはり薬剤を與えなければならぬといふ場合が出て来やしないかと思うのでござります。たとえば、まだ市販にてして来るといふ場合が出て来やしないかと思うのでござります。たとえば、まだ市販にてして来るといふ場合が出て来やしないかと思うのでござります。

○福田(昌)委員 薬剤の試験的使用というような観点に立つて使いたい場合にござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

○東政府委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

○福田(昌)委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

○東政府委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

○福田(昌)委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

合が多くあると存じます。

○福田(昌)委員 薬剤の試験的使用と用などの場合がそれであります。

○東政府委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

○福田(昌)委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

○東政府委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

立場といたしましては、当面して困難な場合がたび／＼起つて来ると思うのです。

○福田(昌)委員 薬剤の試験的使用と用などの場合がそれであります。

○東政府委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

○福田(昌)委員 がござります。たとえば、まだ市販にてしておられました時代のバスの応用などの場合がそれであります。

おきましたして、多数の委員の方から、審議会の構成について相当具体的な御要望がございましたが、私どもはこれら

の御要望を尊重いたしまして審議会を設けるよういたしましたと思います。

○福田(昌)委員 設けるよういたしました。

○東政府委員 設けるよういたしました。

○福田(昌)委員 設けるよういたしました。

日議題になつておりますする修正されましたものは若干違つておりますので、言いかえますと、具体的には審議会の任務が修正によつて広がつておりますので、そういう点につきましては、また改めなければならぬ点が多いと思いますが、私どものごく大ざっぱな考え方といたしましては、この審議会の性質上、医師、歯科医師、薬剤師、というような医療関係者は、当然相当地多數入つていただくことが必要であると考えます。同時にまた、一般の大衆にも影響の多いことをきめて行くのでありますから、そういう意味合いでおきまして、医療を受ける立場にあられる人、あるいはまたこういう方面に御遺詣の深いいわゆる学識経験者といふような者も、この審議会の構成メンバーとして、お入りをいたくよろしくお待ちかねかと思つております。ただいまのところは、それ以上具体的なことを申し上げる段階に至つておりません。

○福田(昌)委員 このこともあまり詳しく述べたいと思うのでござります。大体人員はどれくらいお考えになつておられるか。それから医療担当者あるいはまた医療を受ける側、学識経験者というような方をお入れいたくということがあります。かしながらこの問題は、先ほど来お話をありまするようだに、相当専門的な事項のありますると思います。

○久下政府委員 人員については、実は結論的に申し上げると、何もきまつてないという段階であります。しかし、どうぞございますが、そういうような方たちの人員の按分などにつきましても、概略の御見解をお伺いいたしたいと思います。

項目にわたつて御検討をいたく必要が
ありますので、そういう意味合いにお
きましては、あまり少人数でもいかぬ
ことは当然だと思います。各方面的専
門の方にできるだけお集まりをいただ
くようなことも必要であります。さりと
て、またこの種のものは、あまり多
数お集まりを願いましても、適當な結
論に到達しないきらいもありますの
で、その辺のところを考慮いたしまし
て、今後人數の点などもきめて参りました
いと思つております。

○福田(昌)委員 この審議会のことは
この一点で終りますが、外国では医療
関係の審議会といふものは、医療関係
の人たちが過半数を占めておるというう
ことを聞いております。ところが日本
のいろいろな医療関係の審議会を見ま
すと、よくつて三分の一程度の医療関
係者の人員でございます。私は、今後
こういうような点を改めていただきま
して、医療関係の審議会におきまして
は、医療関係の担当者、こういう審議
会においては、もちろん医師、歯科医
師、薬剤師というような人たちで、委
員の定員の過半数を占めていただきた
いと思うのでござります。ことにこう
いう医療担当者におきまして、開業
医の立場、あるいはまた開業しておら
れる薬局の立場に十分理解ある人たち
をお入れいたくよう御勘案いただ
きたいものであります。この点を強く
要求いたしておきます次第でございま
す。

満三年もたつてない今日、またこういう法案の修正をやらなければならぬといふことのこと、しかも国民生活とどういふことを考えてみますと、あのころと今日とは、こういう法律案の修正をぜひやらなければならないといふほど、非常なる国民生活の変動を来しておるとは、私どもは考えられないのですが、今日、厚生当局が参議院に出されましたようなああいう修正案をお出しになつて、しかもその修正案たるもの、が、二十三年七月に法律でおきめいただきました場合は、医師法におきましては、ことに医者の調剤権なるものは、從來附則にあつたものが、あの二十三年の改正によつて、本文に入つて來たのであります。ところがこのたび参議院にお出しになつた政府案といふものは、医者の調剤権を本文に移したこところかそれとはまるで百八十度回転いたしましたあべこべの、調剤権は医者が持つておつてはならないというような御見解であるかのごとく、医者の調剤権を取り上げて、しかも医者が調剤でもいたしましたよな場合においては、三十三年からは三万円以下、三年以下の懲役に処するというような罰則規定があるような調剤権剥奪の法律案をおつくりになつたのであります。私どもいたしましては、「第一に、なぜ国民生活の変動がないこの二、三年の間に、こういう正反対の法律案改正をなされなければならなかつたか」ということの一点と、「一体厚生省当局は、医者について、政局の御見解をお伺いいたし

○久下政府委員 そういう面からおつしやいますと、たしかにわざかな三年ぐらいの間に、あまり根本的な改正ではないかと言わわれれば、その通りであります。しかしながら今度の改正のきっかけになりましたのは、アメリカ薬剤師使節団の勧告というのが一つの転機になつておるのであります。その後、御承知のような経過を経まして、厚生省いたしましても、二つの調査会を設け、そうして長期間にわたつていろいろと審議していただき、厚生省自身もまたこの中に参画いたしましたて、いろいろと検討を続けて参りました結果、今日こういうふうにすることが適当であるという結論に到達いたしましたわけであります。

国民生活の実情に変化がないというようなお話もございましたけれども、当時、私は薬事法を御審議いただきまして、御質問に対してもお答えをいたしたものでございますが、その当時、ああいうふうな薬事法の二十二條の規定を設ける一つの理由として、言いかえますと、医薬分業なぜやらないのかという御質問に対するお答えといつてしまして、当時は戦後のことでもありますまして、医薬品が統制をされおり、薬局に参りましても、必ずしも医者の処方した薬があるということが言えないという実情があるということは当たりました。當時は戦後のことでもあります少くともそういうような点におきましては、国民生活ということは当らないかもしれません、わが国の実情におきましては、大きな変化を今日来ておるものと思うのであります。それと同時にまたこの法律案は実施の時期を相当先に予定をいたしておりま

す。このことは、その間におきまして、国民一般にこの制度の精神を普及徹底することによりまして、十分理解せしめ得ると考えた次第であります。前回改正が三年前に行われましたけれども、三年後の今日におきまして、こういう方針を御決定いたゞくということは、いろ／＼な点から考えて、決して無理なことではないといふうに考えておる次第であります。

「うまいことを言うね」と呼ぶ者あり

○福田(昌)委員 まあ有田先生からおほめがありましたように、ある意味では非常にうまい御答弁であつたと想います。しかしそういうことは追究いたしませんが、ただ私のお尋ね申し上げました、医者に調剤権があるとお考えになつておられるかどうか、この点について御答弁を承りたいと存じます。

○久下政府委員 調剤権という言葉はいかがかと存じますが、少くとも医者には調剤能力はあると考えております。

○久下政府委員 その点は先ほどからいろいろと重ねてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げた通り、医者に調剤能力があるとは申しますけれども、しかしながら医師の主たる任務は、患者の疾病、傷痍を診断し、治療するということにあるのであります。一方におきまして、わが国がすで

医療費体系といふものの検討、その逐一の具体的な解決こそ、まず第一に一日も早いやらなければならない問題でありまして、その新医療費体系なるものができ上つたあかつきにおいてこそ、私どもはこの分薬法案をお出しにいたいでも十分であったと思うのでござります。それがいかにも本末転倒いたしまして、具体的なやらない問題ではないことがあとまわしなつて、今日こゝいふ法律が出来たということは、非常に手まわしのよい準備がよろしく過ぎた法案と、私どもは考へておるのをござります。こういうつけな法案の新医療費体系、技術者に対するものをお出しにいたいでおるわけでござるから、厚生省局におかれましては、その中途の段階でありますところの新医療費体系、技術者に対するものを一刻も早く形づけて、その姿を見せていただきたいと熱望するものであります。この点くれぐれもお願ひ申し上げておきます。ことに今日の社会保険は、いろいろな点におきまして不備が叫ばれており、改正が願われております。このときれくね申しあげたいのは、これら耶刻改革にとりかかるくらいの熱意を持たれまして、厚生省当局がこの新医療体系のためにあつていてただくことを熱望するものであります。

次にお尋ね申しあげたいのは、これは有田先生にはちよつとぐあいが悪いがと思ひますので、ちよつとお耳をふさいでおいていただきたいと思います。先ほど調剤する場合に、薬剤師、医者が調剤しないで、看護婦あるいは

その他の補助の人があつたのであります。但し国民処方におきましては、非常に懸念いたしました頭痛がする、咳が出るということを申しますと、すぐ薬剤をその症状によりましていたしておるのであります。これはいわゆる無診療薬であると私どもは考へておるのでござります。こういうような薬局の親切な態度に対しても、やはり法律的には間違いないことといたしましては、現行のいはまた処置をおとりになつたことがございます。

○鷹松政府委員 懇意に御考慮ください。私は臨時医薬制度調査会においてあります。但し國民処方におきましては、非常に懸念いたしました。これにつきましては、今日薬局に参り点からいたしまして、今日薬局に参りましたで、たとえばお腹が痛い、あるいはまた頭痛がする、咳が出るというふうな御尋ねがあつたのであります。私がどうもといたしましては、同じような観察とは、法的に認められておるとことからいたしまして、今日薬局に参りました。されば高いものもございます。したがって私どもといたしましては、製薬業にまでして、たとえばお腹が痛い、あるいはまた頭痛がする、咳が出るというふうな御尋ねがあつたのであります。但し國民処方におきましては、非常に懸念いたしました。これにつきましては、非常に多くの種類がござります。したがって私どもといたしましては、製薬業にまでして、たとえばお腹が痛い、あるいはまた頭痛がする、咳が出るというふうな御尋ねがあつたのであります。但し國民処方におきましては、非常に懸念いたしました。これにつきましては、非常に懸念いたしました。

○鷹松政府委員 お尋ね申しあげます。こういうような薬局の親切な態度に対しても、やはり法律的には間違いないことといたしましては、現行のいはまた処置をおとりになつたことがございます。

は、医療の社会化といふものは、世界各国でやらなければならない状態にあります。日本もまた医療の社会化の方向に進まなければならぬ状態であるにかかります。その基礎の一部になる製薬業といふものが今日のような状態では、たとえ申しますと砂上の樓閣のように感を持つのであります。非常に殘念に思つております。これは政策上の問題になりますから、詳しく申し上げたくないのですが、ともかくも医療の社会化の一つの基礎を固める意味におきまして、いろいろな工夫勧案によつて、医薬品が少しでも安い価格において製造できるよう極力御配慮を願いたいのであります。今のお話をによると、アメリカの製品に比べますと高いのあります。こういうような状態でもものもあると、この点に対して業務局長に一層の御配慮をお願いしたいと存じます。私たち国民の医療費は、とにかく本当に安いものがありますが、ほとんどアメリカの製品に比べますと高いのあります。こういうような状態でありますから、この点に対して業務局長に一層の御配慮をお願いしたいと存じます。私は国民の医療費をあずかりますから、この点に対して業務局長に一層の御配慮をお願いしたいと存じます。私どもは国民の医療費をあくまでありますから、この点に対して業務局長に一層の御配慮をお願いしたいと存じます。

○青柳委員長 青柳一郎君。
●青柳委員 いわゆる医薬分業問題を審議するにあたりましては、私は医師、歯科医師側あるいは薬剤師側の觀点からだけでなく、もつと広い国民一般の立場からこれを審議しなければならないと思うのであります。そういう意味におきまして、本日も医療費の問題がたび／＼お話に上りましたが、これにつきまして最初に承りたいと存じます。

医療費につきましては、本日も大臣から現状と変化がないようにいたしました。いろいろお話をありましたし、また医務局次長からもそう医療費に増減のないようになしたいというお話をあつたのであります。私この問題を考えてみますのに、国民の医療費につきまして減ります。政府御当局におかれましては、この問題の審議を無事に進め国会を通過せしめんかために医療費の増減はないよう努めると言われてゐるところもあります。政府御当局におかれましては、そのうちに薬剤師、歯科医師が協力して仲よくして行なう方向に今後とも一層御努力していただきたいと思つております。そういう意味において厚生省当局におきましてから、今後ともこういうような仕事ができます。これは三者協力して仲よくやつて行くことを願つております。そういうことを希望いたしまして、私たゞいまの質問は終りますが、あとからもう一二点追加して質問させて

○松永委員長 青柳一郎君。
●青柳委員 いわゆる医薬分業問題を審議するにあたりましては、私は医師、歯科医師側あるいは薬剤師側の觀点からだけでなく、もつと広い国民一般の立場からこれを審議しなければならないと思うのであります。そういう意味におきまして、本日も医療費の問題がたび／＼お話に上りましたが、これにつきまして最初に承りたいと存じます。

医療費につきましては、本日も大臣から現状と変化がないようにいたしました。いろいろお話をありましたし、また医務局次長からもそう医療費に増減のないようになしたいというお話をあつたのであります。私この問題を考えてみますのに、国民の医療費につきまして減ります。政府御当局におかれましては、この問題の審議を無事に進め国会を通過せしめんかために医療費の増減はないよう努めると言われてゐるところもあります。政府御当局におかれましては、そのうちに薬剤師、歯科医師が協力して仲よくして行なう方向に今後とも一層御努力していただきたいと思つております。そういう意味において厚生省当局におきましてから、今後ともこういうような仕事ができます。これは三者協力して仲よくやつて行くことを願つております。そういうことを希望いたしまして、私たゞいまの質問は終りますが、あとからもう一二点追加して質問させて

○松永委員長 青柳一郎君。
●青柳委員 いわゆる医薬分業問題を審議するにあたりましては、私は医師、歯科医師側あるいは薬剤師側の觀点からだけでなく、もつと広い国民一般の立場からこれを審議しなければならないと思うのであります。そういう意味におきまして、本日も医療費の問題がたび／＼お話に上りましたが、これにつきまして最初に承りたいと存じます。

医療費につきましては、本日も大臣から現状と変化がないようにいたしました。いろいろお話をありましたし、また医務局次長からもそう医療費に増減のないようになしたいというお話をあつたのであります。私この問題を考えてみますのに、国民の医療費につきまして減ります。政府御当局におかれましては、この問題の審議を無事に進め国会を通過せしめんかために医療費の増減はないよう努めると言われてゐるところもあります。政府御当局におかれましては、そのうちに薬剤師、歯科医師が協力して仲よくして行なう方向に今後とも一層御努力していただきたいと思つております。そういうことを希望いたしまして、私たゞいまの質問は終りますが、あとからもう一二点追加して質問させて

るに全体のわくがきまつておりまする以上は、そのわくの中においてこれを合理的に配分をするということ以上には考えられないわけでありまして、私は立ちまして検討をいたしました結果、実業箇所の国立病院などで実際につきまして個々の診療行為にまで検討を加えて見ておるのであります。そういうような点から考えまして、新医療費体系をその全体の国民医療費を上げない限度において十分できるであらうという相当の見通しは持つておるのあります。そういう限度で御了承をいただきたいと思います。

○青柳委員 全体の医療費総額を上げないといふことにあまりに急になられ

ますると、保険診療において嚴重なる制限診療を行い、あるいは生活扶助の

設けるようなことにも相なろうかと思

うのでございますが、その辺につきま

してのお考えを承りたい。

○久下政府委員 その点につきましては、私どもは現状とかわりなくと思

つております。もつとも現状におきま

しても審査等がございまして、その意

味では一部からは制限診療になるので

いまして、審査をするというと自身

は、私どもは必ずしも制限診療とは解

釈いたしておりません。そういう意味

合いにおきましては現状とかわりなく

行き得るという考え方でございます。

○青柳委員 そういたしますと政府御

審査の判決によると、診療と治療の全

面において絶対に制限診療を行はずし

て総医療費におきまして増加をいたす

ことがない、こういうように考えてよろしくござりますか。

○久下政府委員 たいへんきつい制限を置かれての御質問であります。そ

ういうふうなお尋ねでございますと、ちよつとたじりへいたしまして、自信のあるお答えができるないので

恐縮なのりますが、私としてはおしかりを受けるかもしれませんけれども、一面におきまして医療の実体的な向上ということを考えなければならぬ

ことがあります。従つて医師は特定の場合だけしかりを受けるかもしれませんけれども、一面におきまして医療の実体的な向上ということを考えなければならぬことがあります。従つて医師は特定の場合だけしかりを受けるかもしれませんけれども、

おきまして

おきまして多くの場合、これと正反対の国民医療費の負担の制限というようなものも考え合せて行かなければならぬので、両々相まって考

え合せた場合に、結果におきまして絶対に制限診療もない、あるいは医療費の高騰もないというようなきついお尋ねでございまして、それにつきましては

医師の一般的な任務を書いてあるものであります。医師は医療のうちの一部だからそなけは医師ではないといふ

ふうには解釈いたしておらないのですが、國民が病気になつた、けがをした

ところに

おきまして、現状に比較いたしますと相当に医療内容の向上をも期待できます。医師は医療のうちの一部だからそなけは医師ではないといふふうには解釈いたしておらないのですが、國民が病気になつた、けがをした

ところに

おきまして

おきましては医師ではないといふふうには解釈いたしておらないのですが、國民が病気になつた、けがをした

ところに

おきましては医師ではないといふふうには解釈いたしておらないのですが、國民が病気になつた、けがをした

ところに

おきまして

でございますが、大体普通のお医者さんの調剤室におきましては、お医者さんのお好み／＼がございまして、大体八十種の薬があれば間に合うという意見が、これが一般のお医者さんから薬局に处方箋が参りますと、どのくらいのものがあれば大体間に合うであろうか、といふことの見当といたしましては、まず百四、五十のものがあれば、大体において間に合うという見通しがついておるのでございまして、そういうものを備えますことは、大して困難ではないと私は存しております。

○青柳委員 それは現在よりも相当多い種類になるわけでございますか。

○慶松政府委員 御存じの通り現在の局にも少くとも百四十ないし百五十種の薬は備えつけられる。こういうことをいふと、医薬分業制度が確立されますと、どの薬局が多少とも百四十ないし百五十種の薬は備えつけられる。こういうことになるわけですか。

○青柳委員 そういたしますすると、医薬分業制度が确立されると、どの薬局が多少とも百四十ないし百五十種の薬は備えつけなければならないと、私は存しております。

○青柳委員 それは現在よりも相当多い種類になるわけでございますか。

○慶松政府委員 さようでございましてお医者さんは、お医者さんからももらうことが多い、あるいは薬局からももらうことが多い、私はどちらも見当がつかないのであります。ことに今度の参議院の修正によりますと、患者が請求したときは、お医者さんからもらえることが多い、私にはどちらも見当がつかないのであります。ことに今度の参議院の修正によりますと、患者が請求したことにもなつておられます。どちらの分量が多いか、実は私にはよくわからぬのであります。この見通しにつきまして教えていただきたいと存じます。

○慶松政府委員 これはわが国の中でも多い、実は私にはよくわからぬことが多い、実は私にはよくわからぬのであります。この見通しにつきまして教えていただきたいと存じます。

○青柳委員 その哲學がまだ完全に行き渡らない間におきましては、そういう過渡期におきましては、お医者さんも薬を備えつけなければならぬと存じます。それで、お医者さんの方も薬を備えつけなければならないといふことになりますと、實際にいらいと薬を備えつけたおる分量は、現より非常に増すものと存じます。そのため非常に増すものと存じます。

○慶松政府委員 私は今まで考へてあります。先ほど申しましたが、この金銭上のあつせんをいたしました。これを申し述べたのでございまして、お医者さんの方も薬を備えつけなければならぬと存じます。それで、お医者さんの方も薬を備えつけなければならぬと存じます。しかしながらこれを全然法律によらずして行つておりますところ、すなはち自然発生的に行われる所でござりますから、従いまして特

○青柳委員 そういたしますと、現在ある薬局につきましては、別に今まできまして医薬品の販売業をやつております。そしてその医薬品の販売業は、もちろん一般大衆に對しますところのいわゆる家庭薬のこときものでもござりますけれども、また一面におきましては近所のお医者さんに対する対応です。この薬の供給もやつております。もちろんこれにはいわゆる卸屋あるいは問屋のごときものから直接お医者さんのお医者さんもたくさんござりますが、また一面におきましては、近所の薬局からその都度必要に応じてお買いになるお医者さんもたくさんござります。

○慶松政府委員 私が先ほど金融について努力すると申しましたのは、これは先ほど申しましたように昨年の十二月末までに薬局の整備をいたしましたそれを調剤室で調剤がただちにできるように備えるかどうかという問題を私は申し上げた次第であります。と、患者さんどいいますか、国民が薬を購入する事から考えますと、現在薬局には大体の薬がございますから、従いましてそれを調剤室で調剤がただちにできるように備えるかどうかという問題を私は申し上げた次第であります。

○青柳委員 この制度が実現されますと、患者さんどいいますか、国民が薬を購入するならば、大体それらの点に達するのではないかと私は存する次第であります。

○青柳委員 その哲學がまだ完全に行き渡らない間におきましては、そういう過渡期におきましては、お医者さんも薬を備えつけなければならぬと存じます。それで、お医者さんの方も薬を備えつけなければならぬと存じます。しかしながらこれを全然法律によらずして行つておりますところ、すなはち自然発生的に行われる所でござりますから、従いまして特

○青柳委員 そういたしますと、現在ある薬局につきましては、別に今まで時間が関係ありますから、次に譲りますからもし時間があるならば、なお承りたい点があるのであります。しかし、時間の関係がありますから、次に譲りますからこれを許します。寺島君。

○寺島委員 私は本件に関連しまして、寺島委員より御発言を求められておりますからこれを許します。寺島君。

○慶松政府委員 医薬品の広告につきまして申し上げたいと存じます。医薬品は当然ある程度の広告なり宣伝、あるいはそれに対しまするところの啓蒙を行ひます。そこには、一般的に、個々の医療施設や個人の診療室等を見たのであります。そこで医薬品の広告なるものは、はたして製造費あるいは販売費の高額化をいたしませんことは、一般的に、一般的には、それに対する理解を得ることは困難でござります。その意味におきまして、医薬品の広告がなされますことは、当然でございます。そこで医薬品の広告なるものが、はたして製造費あるいは販売費の高額化をいたしませんことは、一般的には、それに対する理解を得ることは困難でござります。

ざいますが、詳しい点は別にいたしまして、ごく簡単に申し上げますならば、医薬品の販売価格の六%が広告費にしておられるということが言えます。広告宣伝に使われておる次第でござります。これはアメリカ等におきましては、もつとはるかに高い率のようになります。しかしながら一面においては、もつとはるかに高い率のようになります。しかしながら一面においては、もつとはるかに高い率のようになります。しかしながら一面においては、もつとはるかに高い率のようになります。

認識が使用者側にできますことによりまして、またこれが使われる量が多くなる、従つてそれによつてその価格も当然下るということも考へられる次第でございまして、それらの点から考へまして、医薬品の広告は、適正なる場合におきましては、これは当然認められることと存じます。

なわちお医者さん等に直接宣伝いたしますよりも、はるかに安く、かつ効果が上るという数字も出でておる次第でござります。

○堤委員長 堤ツルヨ君でございますが、どうなさいますか、七時前になりましたが、暫時休憩にいたしますか、引続いて質問を続けますか。

「休憩人々」と呼ぶ者あり

○松永委員長 質問は通告順によりります。

○松永委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後六時四十六分休憩

午後八時三十四分開議

○松永委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律案を議題とし、質疑を行いたいと存じます。

○堤委員 私は他の委員から相当たくさんの御質問があつたのでござりますが、どうぞお聞かせください。

お医者さん等の御質問がありましたので、なるべく重複をいたさないようにいたしましたけれども、あるいは問題点よりもいたしましては非常に嚴重にや

事法によつて取締つておる次第でござりますが、誇大にわたるかあるいは虚偽にわざるかというような問題は、これは薬事法によつて取締つておる次第でござります。今日広告に対しまして政府の取締りがございましたが、その点に関しては、私がいたしましては、非常に嚴重にや

十分なる取締りをいたすべく努力いたしておる次第でござります。なお薬の医薬品につきましては、これが国民の治療上に與えます影響を考えまして、十分なる取締りをいたべく努力いたしておる次第でござります。

広告が一般新聞あるいは雑誌等に出ております点で非常に目立つてござりますが、これは経済的に考えてみますと、お医者さん等のところへ宣伝文書等を発送いたしますよりも、直接新聞紙等に広告いたします方が、それに費しますする費用に比較いたしまして、す

に追い込まれて参りました大衆の医療費負担といふものは、一たび家族の中が上るという数字も出でておる次第でござります。

○堤委員長 堤ツルヨ君でございますが、どうなさいますか、七時前になりましたが、暫時休憩にいたしますか、引続いて質

問を続けますか。

○松永委員長 質問は通告順によります。

○松永委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後六時四十六分休憩

午後八時三十四分開議

○松永委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律案を議題とし、質疑を行いたいと存じます。

○堤委員 私は他の委員から相当たくさんの御質問がありましたのでござりますが、どうぞお聞かせください。

お医者さん等の御質問がありましたので、なるべく重複をいたさないようにいたしましたけれども、あるいは問題点よりもいたしましては、非常に嚴重にや

事法によつて取締つておる次第でござりますが、誇大にわたるかあるいは虚偽にわざるかというような問題は、これは薬事法によつて取締つておる次第でござります。今日広告に対しまして政府の取締りがございましたが、その点に関しては、私がいたしましては、非常に嚴重にや

十分なる取締りをいたすべく努力いたしておる次第でござります。なお薬の医薬品につきましては、これが国民の治療上に與えます影響を考えまして、十分なる取締りをいたべく努力いたしておる次第でござります。

広告が一般新聞あるいは雑誌等に出ております点で非常に目立つてござりますが、これは経済的に考えてみますと、お医者さん等のところへ宣伝文書等を発送いたしますよりも、直接新聞紙等に広告いたします方が、それに費しますする費用に比較いたしまして、す

に追い込まれて参りました大衆の医療費負担といふものは、一たび家族の中が上るという数字も出でておる次第でござります。

○堤委員長 堤ツルヨ君でございますが、どうなさいますか、七時前になりましたが、暫時休憩にいたしますか、引続いて質

問を続けますか。

○松永委員長 質問は通告順によります。

○松永委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後六時四十六分休憩

午後八時三十四分開議

○松永委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律案を議題とし、質疑を行いたいと存じます。

○堤委員 私は他の委員から相当たくさんの御質問がありましたのでござりますが、どうぞお聞かせください。

お医者さん等の御質問がありましたので、なるべく重複をいたさないようにいたしましたけれども、あるいは問題点よりもいたしましては、非常に嚴重にや

事法によつて取締つておる次第でござりますが、誇大にわたるかあるいは虚偽にわざるかというような問題は、これは薬事法によつて取締つておる次第でござります。今日広告に対しまして政府の取締りがございましたが、その点に関しては、私がいたしましては、非常に嚴重にや

十分なる取締りをいたすべく努力いたしておる次第でござります。

そらく大衆は御存じないと思ひます。どういうふうな批判をするかは何とも私どもとしては申し上げられないのです。あります、ただ参議院厚生委員会におきまして御審議をいただいておりました際に、多数の方々から、また各界の方々からいろいろな御意見を私どもと一緒に拜聴させていただいておりましたので、そういうところから察しました。すると、参議院厚生委員会におきましては、多くの方々が賛意を表せられるのではないかという考え方で修正案を提出され、それが参議院を通過いたしましたこのただいまの議案につきましては、多くの方々が賛意を表せられるのではないかという考え方でございます。

○堤委員 この問題は医薬両専門家の

方々に重点を置くではなくして、一般大衆といふものが中心でありますので、当然盛り上の興論といふものがで

きました。それでこの法律ができ上

るが、私は順序であろうと思うので

ありますが、不幸にしてその過程を踏

んでおりません。でありまするのでも

私は一般大衆の認識に対する厚生省の

御認識を承つておいて、不幸して今後

この一般大衆に対する対応は、どうい

う手で、でもつて啓蒙し、指導して行こうとし

ておられるか。また具体的な案がありま

したならば、お示しを願いたいと思

います。

○久下政府委員 私どもといたしまし

ては、さきに二つの調査会を設けまし

て、各方面の御意見がそれに反映され

ました。と同時に、私どもなりの判断をい

したわけでございます。同時に、これ

は国権の最高機関であり、国民の意思

を反映するこの国会におきまして十分

御審議をいただくことによつて、私はその線に沿つてこの問題が決定されますが、同時にまた国民大衆の御理解も得られるのではないかというような趣旨に理解いたしておるものであります。御決定をいたしました後、これを執行して参りますのは、私どもに與えられました責任でござい

ますし、義務でもございまするので、私どもといたしましては、関係各機関と十分連繋をとりまして、「般の大衆に十分な御理解をいたぐるようにならしめると同時に、また各関係者、医師、歯科医師、薬剤師に対しましても、同様の措置をとることによりまして、改正されますであろう法律案が十分徹底するよういたしたいと考えております。

○堤委員 私は希望として申し上げておきますが、一般大衆の認識は、医薬専門家の方々の認識から比べますれば、はるかに低いのでございまして、この点厚生省におかれましては、相当の費用を注いでまで啓蒙運動をおやりにならなければならぬのではない。これは将来のために非常に大切なことだと思いますので、どうかこの点をお願いいたしておきたいと存じます。

次に、私は処方箋を発行いたしましたが、そして患者もしくは看護人が特別にこれを要求する場合に限つて、医師はこれを調剤することができるといふ條項に対しまして、青柳委員からこの條項に対しまして、青柳委員からも先ほど御質問があつたのであります

が、私自身もこの修正になりました十二條を拜見いたしまして、現在までの百パーセント運用されておらなかつた任意分業時代と、この修正されてが

御審議をいただくことによつて、私どものだらうかといふところに非常に疑問があります。青柳委員に対する御答弁では、厚生省の御見解を私少し把握しそこないましたから、この点もう一度厚生省の見解を承りたいと思

います。

○慶松政府委員 御存じの通り、現行薬事法におきましては、「薬剤師でない者は、販売又は授與の目的で調剤しないならない。但し、医師、歯科医師又は歯医師が自己の処方せんにより自ら調剤し、又は薬剤師に調剤させる場合は、この限りでない。」すなわち現行

薬事法におきましては、これでおわかつてになりります通り、医者はすべて自分の処方箋によりますれば、いかなる場合でも調剤することができるのですが

までは、これははつきりと薬剤師が調剤すること——これは昔から当然そういふ原則はきまつておつたのでございました。ところが、今回の改正においては、これがはつきりした

第二条でございます。従いまして、この第二の場合におきましても、医師、並びに薬剤師あるいは先ほどお話をございました、政府において一般大衆を

次第でございます。従いまして、この第二条でございます。従いまして、その点が徐々に是正されて行く、と申しますわけは、本来の原則に近づくことになる

と思います。政府において一般大衆を啓蒙することによりまして、その点が徐々に是正されて行く、と申しますわけは、本来の原則に近づくことになる

と思いますが、その原則に基きます但書、すなわち例外規定が實際上ほんとうのことみたいなことになつてしまいまして、むしろ原則が例外みたいな状態になつてゐるのが現在までの状態でござ

りますが、これが今般の改正におきましては、はつきりと薬剤師でない者は調剤をしてはならない。しかしながら

その但書におきましては、ごく限定された場合においてのみ医師はみずから

の処方箋によつてみずから調剤することができます。すなわち、省令の定めるところによつてみずから調剤するこ

とができることになつた次第でござります。すなわち、省令の定めるところによつてみずから調剤するこ

とができるといつた感があるこの矛盾は、あるところの特別委員会を持っておりましたが、あの選挙法の中で地方選挙を通じ

が前の中の地方選挙を通じたが前の中の選挙法の中で地方選挙を行

主義をとなえても社会主義的な政策が行われないのであるから、製薬事業においても現状よりはしかたがないといふような御答弁があつたようと思うのは今後ある程度の是正はするという誠意は示しておられたようござりますけれども、私はもう少し徹底した局長の態度を望みたいと思うのでございますが、この点いかがでございますか。

○慶松政府委員 仰せまことにごともどもでございます。ございますが私が申しましたことは、これは現在の日本の方のゆえにかくあるということを申し上げる次第でございます。しかしながら、たとえばただいま申されましたように、薬の規格というものには全然放任されておる次第ではございません。また製薬業というものがまつたことをおきましては、製薬をいたしましておられた次第ではございませんことは、薬事法をごらんくださいませ。よくおわかりになることと存じます。

すなわち薬事法におきましては、厚生大臣の許可がいります。また登録をする必要がござります。しかもそれは一定の基準がございまして、その基準に適合しないものに対しましては、登録あるいは許可が與えられておりません。また許可と申します意味は、結局薬をいたしましたが、これがきくということが認められないと限りますが、これを売りますと、つくりまることを認められておりません。また薬事法の中には薬の規格に対しまして、これがきくということがでござつて、厚生大臣がこれを定めることができました

のものにつきましては、厚生省におきましてこれを検定することができません。また事実その規格に合いませんものは、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございますが、私は何だか薬務局長としてはあまりにも無責任な御答弁のようになつたのであります。この矛盾は今後ある程度の是正はするという誠意は示しておられたようござりますが、この点いかがでございますか。

○慶松政府委員 仰せまことにごともどもでございます。

格に對しまして、特に予防接種等に使いますところのワクチン等につきましては、マル公価格の設定がある次第でございますが、これは国家が法令によりまして予防接種をやらしておる。従いましてその意味におきましては、私がヨーロッパまで輸出されておつた状態でございます。今日は先ほど私が申しましたように、原料高等の原因によつては外

りまして、あるものによりましては外國品に比べまして高いものもございませんが、先ほど福田委員のお話では、アメリカの薬に比べて日本の薬が大体において高いというお話をございましたが、どの程度の御資料をお持ちになりますか。むしろこの際お願いしておきたいと思うのですが、今日価格の統制に對しましては、日本の法令は臨時的なものでございますから、これにかわる法律が出ません限りにおきましては、原

則といったしましては薬の規格は野放しになる次第でございます。しかしながら

ば、このものがより安くなることがもちろん望ましいのでございまして、その線に沿いまして私どものみならず、輸出の点につきましては、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。また事実その規格に合いませんものは、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。そのためには、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。

○松永委員長 なおただいまの質問にてお價格の点につきまして、現在価

格に對しまして、特に予防接種等に使いますところのワクチン等につきましては、マル公価格の設定がある次第でございますが、これは国家が法令によりまして予防接種をやらしておる。従いましてその意味におきましては、私がヨーロッパまで輸出されておつた状態でございます。今日は先ほど私が申

しましたが、今日は先ほど私が申しましたように、原料高等の原因によつては外國品に比べまして高いものもございませんが、先ほど福田委員のお話では、アメリカの薬に比べて日本の薬が大体において高いというお話をございましたが、どの程度の御資料をお持ち

ますか。むしろこの際お願いしておきたいと思うのですが、今日価格の統制に對しましては、日本の法令は臨時的なものでございますから、これにかわる法律が出ません限りにおきましては、原則といったしましては薬の規格は野放しになる次第でございます。しかしながら

ば、このものがより安くなることがもちろん望ましいのでございまして、その線に沿いまして私どものみならず、輸出の点につきましては、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。また事実その規格に合いませんものは、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。そのためには、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。

○金子委員 大だいまの堤委員の質問は非常に適切な問題で、かんじんなことございますが、これは国家が法令によりまして、いわゆる医薬分業の問題でありますか。むしろこの際お願いしておきたいと思うのですが、今日価格の統制に對しましては、日本の法令は臨時的なものでございますから、これにかわる法律が出ません限りにおきましては、原則といたしましては薬の規格は野放しになる次第でございます。しかしながら

ば、このものがより安くなることがもちろん望ましいのでございまして、その線に沿いまして私どものみならず、輸出の点につきましては、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。また事実その規格に合いませんものは、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。そのためには、販売の停止あるいは回収等を命ずることでございます。

○慶松政府委員 仰せることはまことにごもつともなことでございまして、それに関しまして臨時診療報酬調査会にございましたが、これは国家が法令によりまして、いわゆる医薬分業の問題でありますか。むしろこの際お願いしておきたいと思うのですが、今日価格の統制に對しましては、日本の法令は臨時的なものでございませんが、先ほど福田委員のお話では、アメリカの薬に比べて日本の薬が大体において高いというお話をございましたが、どの程度の御資料をお持ちになりますか。むしろこの際お願いしておきたいと思うのですが、今日価格の統制に對しましては、日本の法令は臨時的なものでございませんが、先ほど福田委員のお話では、アメリカの薬に比べて日本の薬が大体において高いというお話をございましたが、どの程度の御資料をお持ち

ますか。むしろこの際お願いしておきたいと思うのですが、今日価格の統制に對しましては、日本の法令は臨時的なものでございませんが、先ほど福田委員のお話では、アメリカの薬に比べて日本の薬が大体において高いというお話をございましたが、どの程度の御資料をお持ち

ますか。むしろこの際お願いしておきたいと思うのですが、今日価格の統制に對しましては、日本の法令は臨時的なものでございませんが、先ほど福田委員のお話では、アメリカの薬に比べて日本の薬が大体において高いというお話をございましたが、どの程度の御資料をお持ち

ような日はざらにあるのであります。ただいま局長は、そうしたきめによつて監督を十分しておるとおつしやいますけれども、私たちの目から見れば、今日の製薬業者といふものは、やはり手放しの自由競争の中に置かれておると言つても、決して過言ではないと思ふのであります。御存じの通り、国民の医療負担はすでに限界点に来ておりましたときには、これは單に薬価の問題だけを論議するだけ片のつ問題ではございません。私に言わしむれば、これは一日も早く社会保険制度を実現することによって、医療の國営化、社会化によつて根本的に解決しなければならない問題でござります。

いたしまして、私は強く今後の監督をお願いいたしておきたいのでございます。なおたくさん質問いたしたい要項をここに持つておるのをございますが、委員長から、あまりあなたばかり質問しないで順番にまわしてやつて、そうして保留をしておいてくれという申出がござります。私はおとなしく委員長の申出を聞きまして、決して私の質問が終つたのではないということをはつきりいたし、まだ幾多の質問内容を持つておるということを申して、ここですわりまして、次の方に譲りますが、ひとつここで質問が終つたという誤解

をなさらぬよう願います。
○松永委員長 なお先ほど青柳委員の御質問中平澤政務次官、安田保険局長に対する御質疑が、そのとき御出席がありませんでしたために保留されております。ただいま平澤政務次官、安田局長ともに御出席でござりますから、この際保留された質疑を行つていただきたいと存じます。

○青柳委員 私はただ一点伺いたいと思うのであります。医薬分業の問題を審議するに際しましては、主として医療を受ける国民の立場に立つてこれを考へなければならぬという観点から大きな支柱をなすものやはり医薬の問題であるという結論になりますがゆえに、私はこの点を特に局長にも力説するのでござります。十分取締りをしておると申しておられますけれども、今日の製薬業者に対するところの厚生省の監督が現状のままですたならば、社会化的方向に進みつつあるところの医療制度に逆行するところの監督方法であるということを申し上

げまして、私は強く今後の監督をお願いいたしておきたいのでござります。なおたくさん質問いたしたい要項をここに持つておるのをございますが、委員長から、あまりあなたばかり質問しないで順番にまわしてやつて、そうして保留をしておいてくれという申出がござります。私はおとなしく委員長の申出を聞きまして、決して私の質問が終つたのではないということをはつきりいたし、まだ幾多の質問内容を持つておるということを申して、ここですわりまして、次の方に譲りますが、ひとつここで質問が終つたという誤解をなさらぬよう願います。
○松永委員長 なお先ほど青柳委員の御質問中平澤政務次官、安田保険局長に対する御質疑が、そのとき御出席が

ありませんでしたために保留されております。ただいま平澤政務次官、安田局長ともに御出席でござりますから、この際保留された質疑を行つていただきたいと存じます。

○青柳委員 私はただ一点伺いたいと思うのであります。医薬分業の問題を審議するに際しましては、主として医療を受ける国民の立場に立つてこれを考へなければならぬという観点から申しまして、医療費の問題が一番大きい問題であるといたしますならば、何とかしてこの医療負担を引下げなければならぬ。これをつぶ込んで行けば、これが實現されることによって、医療の国営化、社会化によつて根本的に解決することができるということがございます。十分取締りをしておると申しておられるけれども、今日の製薬業者に対するところの厚生省の監督が現状のままですたならば、社会化的方向に進みつつあるところの医療制度に逆行するところの監督方法であるということを申し上げます。

そこで申しますと、医療費の問題が一番大きい問題であるといたしますならば、何とかしてこの医療負担を引下げなければならぬ。これをつぶ込んで行けば、これが實現されることによって、医療の国営化、社会化によつて根本的に解決することができるということがございます。十分取締りをしておると申しておられたことと申しますが、この間に際しましては、相当の御準備があるのです。たゞ下記のとおりです。
（略）

長は現在の医療費総額を上げないと言われたのであります。次官の今言わられた大差ないということは、黙つておりますと、少しの差があつてもしようがないということを私が承認したことになります。それは私は困るのではありません。少しお申出で参りますと、今倒れかかっているのですから、少し押しただけで倒れるのであります。どうぞかわりないというふうにおつしやつていただきたいと存じます。

○平澤政府委員 ただいま青柳委員からお話をございましたが、私が大差ないと申し上げましたことは、私どもの日常使つております言葉を不用意に申し上げたのであります。大差ないといふことは、そのときの場合におきまして、ほとんど同様なこともございましょうし、仰せられるように、いさか高くなつたというようなこともあります。その点はひとつ私どものいうような政治上の言葉として、あつておることに御解釈願ひまして、御了承願いたいと思う次第でございます。

○松永委員長 次は通告順により今野武雄君。

○今野委員 最初にごく簡単な問題からお尋ねしたいと思います。

政府から出されました改正案を見ますと、獣医の方は今まで通りでよろしい、それからお医者さんと歯医者さんは制限を受けるというふうに違える必要があるのか、その点をひとつ明確にお答え願います。

○慶松政府委員 獣医と申しますものは、大体におきまして山奥あるいは農場その他に行く場合が非常に多いのであります。従いまして、その際には獣医は必ずから薬を携えて行きまして、かかりますと、そこで飲ませると、いろいろなことがあります。従いましてこの薬の使い方等が、人間に使います場合とかなり違いますので、その意味におきまして、獣医には自己の処方箋によつてみづから調剤することを認めておるのでございます。大体これはひとりわが国の立法だけではございませんで、世界中いわゆる強制分業をやつております国々におきましても、そのような制度を持つてあるのが普通でございます。

○今野委員 ただいまのお話よくわからないのです。地域がそういう不便なところというなら、医者の場合でもやはり制限から免除かれておるわけございませんから、そういう理由では獣医だけ別にする必要はないようと思われるし、それから特別な量並びに質において云々というのですが、あまりにも抽象的過ぎてさっぱりわかりませんが、量が少いというのですか、多いといふのですか。それからまた扱いが特にならぬといふことです。先ほど申しましたように、まず携えて行つてそこで飲ませる、あるいはそこにつれて行きまして、それに飲ませるということが普通である。しかも医みずからがこれをつくり、かつ飲ませるということが普通である。しかも量にいたしましても、非常に多量が多いようでございます。たとえば錠剤等にいたしましても、非常に大きなものでございますし、また飲ませる量にいたしましても、非常に多量にいたしましても、非常に多くなるということがありますと、十円ではなくて、その席上に自由に行つてそこで飲ませる、あるいはそこにつれて行きまして、それに飲ませるということが普通である。こういうことからかくいたされた次第であります。

○今野委員 その点は了承いたしました。次にやはり一番大きな問題は、これによつて一般の国民の医療負担が大きくなるかどうかといふ問題だと思います。先ほど青柳委員、堤委員等からいふいろいろ御質問があつたことでございましたが、その点をはつきりと明快に御説明いただきたいと思います。

○慶松政府委員 私が申しました意味になりますのは、結局馬あるいは牛の点が一番大きいのでございます。もちろん獣医の関係におきまして最も問題になりますのは、結局馬あるいは牛の点が一番大きいのでございます。もちろん獣医が扱います動物は、ねこもござりますし、犬もございますが、しかしながら、獣医が扱います動物として

は世界的にも一番上つて、千分の六十という高い保険料率になつておるにもかかわらず、なおかつ赤字状態である。それでもなお間に合わないで、いろいろ制限診療をしなければならないことがお医者さん、患者さん両方から訴えられているわけであります。先日も保健医の方の集まりがございました、そのときに、保健医のあのころの話だ。しかも健康保険はすでに昨年から非常に多くなつておる。多一点十円というのは三千七百円ベースのところの話だ。しかも健康保険はすでに昨年から非常に多くなつておる。多いところは、八、九十九パーセントも健保でやつておる。そのためには基金もきちんとととられるし、とてもかわいいが、つぶれて行く開業医がどんどんできている。そういうことが訴えられたのであります。その席上に自由に申しますと、まだ先ほどの吉武さんも出ておられて、そういう実情を聞きますと、十円ではないから何とかいたしますと、いうことを言つておつたのであります。医者がつぶれて行き、制限診療もしなければならない。こういうような状態の中で、先ほどから聞いておりますと、幾らかでも医療負担がふえそうだ、こういうようなことが問題になつておるわけであります。はたしてそういうおかげで、厚生省としてはどの程度に認識しておりますが、重要な問題でござります。

○久下政府委員 御引例になりましたが、重ねてお伺いしたいと思うのであります。先ほど青柳委員も心配しておられたように、最近においては健康保険などが赤字になつておる。しかもそれがじつとどまつたままであるのではなくて、料率をどんど上げて、現在で

特に医師、歯科医師が生活に非常に困つているという両面からのお話でございましたが、私ども実は非常にその医はみずから薬を携えて行きまして、お話を聞いてみると、つまり開業医の立場から見まして、医療費の総額において上げないという限度におきましては、お医者さん側からの御要望はあります。しかし、今の問題だけを伺いましてあとに延ばしますので、もう少し伺わせていただきたいと思います。今のところは、一方におきまして國民の医療費負担が限度に達しているとお話を聞いてみると、つまり開業医の立場から見まして、医療費を上げないという建前から行けばしかたがない、こういう

ふうに聞えるのですが、そう承つてよろしいのですか。

○久下政府委員 それのみを申し上げたつもりではないのでございまして、何か

特別な考慮を払えるようになりますが、この問題を打開する一つの方法ではないかと

あらうかといふこと、この問題を解決する一つの方法ではないかと思つてゐるのです。

○今野委員 ただいまお話を税金のこと

ふれて行くといふことは、私は真

たしておりますが、今の問題を究極

的に解決する名案を考え出すことはで

きない状況で、実は苦慮いたしております。

○久下政府委員 真剣に考えて交渉い

たしております。これはもうずいぶん

前から医師会、歯科医師会等と協力を

いたしまして、国税庁などとも詰合

をいたして、いるわけありますし、結

局よい結論を得られないという段階で

あります。

○今野委員 先ほど来話がありました

が、医療費を上げないために製薬会社

の利潤に制限を加えるとか、そういう

お考えは少しもないですか。その点

も簡単に伺つておきます。

○鹿松政府委員 お言葉であります

が、その点につきましては、社会保障

制度その他において、何らかの考え方

がされない限り、現在の状況におきま

しては、その利潤等に対する制限はで

きないと私は存じます。

○今野委員 製薬会社のことを申すよ

うですが、ことしの春に天然痘がはや

つたときにも、伝研ですか、どこで

か、たいへん天然痘の種がたくさんあ

るのに、それを使つてはならないと言

われたことが新聞紙上にも出ておりま

した。なぜかといふと、それは製薬会

社を圧迫するから困る、こういうこと

であつたようになんであります。

○慶松政府委員 伝研のかつての東京

の問題に関しましては、当時は国会

におきましても御答弁申し上げたと記

憶いたしておりますが、それは新聞そ

の他の誤解でございまして、当時にお

きましては、痘苗も相当ございました

し、また伝研が持つておきました量と

いうものはきわめて微々たるものであ

つたのでござります。

○今野委員 それではただいま明後

日、明々後日もできるからといふお話

ですから、この程度で中止いたしまし

て明後日にまた続けさせていただきた

いと思ひます。

○松永委員長 松谷委員から政府当局

にただしておきたい一点があるとのこ

とでござりますから、この発言を許し

ます。松谷委員。

○松谷委員 この法案の改正について

各党の委員からの御発言の中で、ほと

んどの委員の意見が一致を見出される

結果の重要な問題だと思ふのでござ

ります。それで先ほど青柳委員あるいは

その他の委員からこまかく指摘されて

おりましたように、少くとも現状を維

持しておきたいと希望、またそ

れに対しまして政府御当局もできるだけ現状を維持して行きたい、大差ない結果を生み出していただかな
いたします。田中伊三次君。

いて、少くとも医療費は現状を維持す
るという結果を生み出していただかな
れば、私どもは責任を持つてこうし
た法律の問題を取扱えないと思うので

ございます。そうした点について特に
（この法律の趣旨）

ハイアライ競技法

ハイアライ競技法

（施行者）

第一條 この法律は、ハイアライ競

技の施行により社会福祉事業の資

金を調達し、もつてその発達に寄

與し民生の安定に資することを目

的として、同競技の施行に関し必

要な事項を規定するものとする。

第三條 ハイアライ競技を施行する

者（以下「施行者」といふは、

その施行により社会福祉事業の資

金を調達することを目的とし民法

第三十四条の規定により設立され

た法人でなければならない。

（競技場）

第三條 ハイアライ競技は、特にそ

のため設けられた競技場におい

て施行しなければならない。

○松永委員長 次に参考人の選定の件

についてお詫びいたします。本案の審

査の必要上、日本医師会、日本歯科

医師会及び日本薬剤師協会等の代表並

びに適当と認める方々を参考人とし

て、来る四日の当委員会に出席を求め

たいと存じますが、以上の通り参考人

を選定し、出席を求めた上で参考意見

を聽取することとし、これに対する手

續は委員長に御一任願うことに御異議

ございませんか。

（第二條）（施行者）

（第三條）（競技場）

（第四條）（選手及び審判員）

（第五條）（施行者）

（第六條）（施行者）

を施行しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

(入場料)

第六條 施行者は、ハイアライ競技を施行するときは、入場者から五十円以上百円以下の範囲内で入場料をとらなければならない。

(勝者投票券)

第七條 施行者は、一口金十円の勝者投票券を券面金額で発売することができる。

(投票法)

第八條 勝者投票券による投票法は、單勝式、複勝式、連勝式及び重勝式の四種とし、各回の試合において、これらの投票法を併せ用いることができる。

(勝者)

第九條 單勝式投票法は、各回の試合において第一位となつた者を勝者とする。

2 複勝式投票法は、各回の試合において選手が三組以上出場した場合、そのうち第一位及び第二位となつた者を勝者とする。

4 連勝式投票法は、各回の試合において選手が三組以上出場した場合、そのうち第一位及び第二位となつた者を勝者とする。

4 重勝式投票法は、同一日の二以上の試合においてそれぞれ第一位となつた者を一組としたものを作り、その順位に従い一組となつたものを勝者とする。

(発売の開始及び締切) 第十條 勝者投票券の発売は、その試合に出場すべき選手の確定した

後に開始し、試合の開始前に縮め切らなければならない。

(発売金額の掲示)

第十一條 施行者は、各回の試合について勝者投票券の発売を縮め切ったときは、すみやかに、各選手に対するその発売金額を投票法の種類別に区分して掲示しなければならない。

(競技事務従事者に対する制限)

第十二條 施行者は、各回の試合において、競技事務従事者である法人の役員、選手、審判員その他ハイアライ競技の施行の事務に従事する者以下これらの人を「競技事務従事者」という。)に対しても、勝者投票券を発売することができない。

(抛出金)

第十三條 施行者は、入場料総額の百分の五十及び勝者投票券の売得金額(勝者投票券の発売金額から第二十條第三項の規定により返還すべき金額を控除したもの)を金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切捨てることとする。

2 前項の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

(勝者投票券の改ざん等)

第十四條 勝者投票券に記載若しくは打抜した所定の文字を改ざんし、又はその文字を確認できない程度に破り若しくは汚した場合には、その勝者投票券に対しては、払戻金を交付しない。

(時効) 第十五条 払戻金を交付するには、施行者が同一の日における払戻金の債権は、一年間これをを行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻金)

第十六条 前項の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

(施行者の收入)

第十七条 第十四條の規定による払戻金は、一年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻金)

第十八条 施行者は、勝者投票券を発売したときは、その売得金額の百分の十に相当する金額を自己の收入とすることができます。

(国庫納付金)

第十九條 施行者は、勝者投票券を

得金額の百分の七十に相当するものを、的中した勝者投票券の数にあん分した金額

二 前号の規定により算出した金額が、勝者投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額の百分の五に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(投票の無効)

第二十条 勝者投票券を発売した後、その試合につき左の各号の一に該当する事由が生じたときは、

(端数の切捨)

第十五條 払戻金を交付する場合において、前條の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

(勝者投票券の改ざん等)

2 前項の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

(勝者投票券の改ざん等)

第十六条 勝者投票券に記載若しくは打抜した所定の文字を改ざんし、又はその文字を確認できない程度に破り若しくは汚した場合には、その勝者投票券に対しては、払戻金を交付しない。

(時効)

第十七条 第十四條の規定による払戻金は、一年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(勝者投票券の改ざん等)

第十八条 前項の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

(勝者投票券の改ざん等)

第十九條 前項の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

(勝者投票券の改ざん等)

第二十条 前項の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

(勝者投票券の改ざん等)

第二十一条 前項の規定により算出した金額は、施行者の収入とする。

発売したときは、その売得金額の百分の五に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(勝つ意思のない選手)

第二十二条 勝者投票券を発売したとき、その選手を出場させてはならない。

(勝つ意思のない選手)

第二十三条 勝者投票券を発売したとき、その選手を出場させてはならない。

(勝つ意思のない選手)

第二十四条 勝者投票券を発売したとき、その選手を出場させてはならない。

(勝つ意思のない選手)

第二十五条 厚生大臣は、競技事務従事者がこの法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基づいて発する命令又はこれらに基いてする処分に違反した場合には、左の各号に掲げる処分をすることができる。

(厚生大臣の処分)

三 勝者投票券の発売の停止又は制限

(競技の開催の停止)

四 競技事務従事者の職務の執行の停止

(競技事務従事者の職務の執行の停止)

第五条 厚生大臣は、前項の規定により処分をしようとするときは、あらかじめ、その理由並びに期日及び場所を施行者である法人及び当該競技事務従事者に通知して、公開による聽聞をしなければならない。但し、急速を要する場合に、事後にその聽聞をすることができる。

三 厚生大臣は、当該競技事務従事者が正当の理由がなくして聽聞の期日に出頭しないときは、聽聞を行

わないので第一項の処分をすること
ができる。

(罰則)

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

一 第二條の規定に違反した者

二 前條に規定する競技の開催の停止又は勝者投票券の発売の停止若しくは制限の処分に従わなかつた者

三 ハイアライ競技に関し、職業として多数の者に対し財物をもつてかけ事をなした者

四 前号に規定する行為の相手方となつた競技事務従事者

第五十七條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 競技事務従事者に対し、勝者投票券を売り出した者

二 勝者投票券を買ひ入れ、又は譲り受けた競技事務従事者

三 第十四條の規定による制限に違反して払戻金を支払い、又はその支払を受けた者

四 第二十五條の規定による職務の執行停止の処分に従わなかつた競技事務従事者

五 前條第一号から第三号までに規定した行為の相手方となつた者

第二十八條 競技事務従事者が職務を執行するに當り、これに対しても暴力又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九條 競技事務従事者が、そ

の職務又は競技に関して賄ひを取り、又はこれを要求し若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。因つて不正の行為をなし、又はなすべき行為をなさないときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、受け取つた賄ひは、没収する。その全部又は一部を没収することができない場合には、その価格を追徴する。

第三十條 競技事務従事者に対し、その職務又は競技に関して賄ひを交付し、提供し、又は約束した者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○田中伊三次君、ハイアライ競技法案

につきまして、その提案理由を御説明申し上げたいと存じます。敗戦直後の混乱と無秩序からわが国の国情は今やだん／＼に立ち直りつつありますことはまことに慶賀にたえないところでございますが、しかしながら敗戦の社会的変革によりまして、具体的に申し上げまするならば傷痍者、引揚者、戦災未亡人、孤児、貧民、老齢者等に対する救済保護の政策とその施設は、その企画と目的におきまして現在はいまだ

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外十三名提出)に関する報告書

としてのこれらの事態をこのまま放任

することは許されないのみならず、日

本国の憲法に明らかにされております

する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

り、又はこれを要求し若しくは約束する。因つて不正の行為をなさないときは、五年以下の懲役に処する。

東したときは、三年以下の懲役に処する。因つて不正の行為をなし、又はなすべき行為をなさないときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、受け取つた賄ひは、没収する。その全部又は一部を没収することができない場合には、その価格を追徴する。

われたこの種の社会保障的な経費は、國際的な健全娛樂としてのハイアライ競技事業を急速に振起具体化することを必要と考えるのでござります

が、昭和二十一年度における予算に現

われたこの種の社会保障的な経費は、國際的な健全娛樂としてのハイアライ競技事業を急速に振起具体化することを必要と考えるのでござります

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷序